

委託研究からみた藩札の流通実態

鹿野嘉昭

要 旨

本稿は、日本銀行金融研究所がこれまで実施してきた藩札に関する委託研究での研究成果を中心として、江戸時代に諸藩が発行した地方貨幣である藩札の流通実態を地域別・年代別に再検討したものである。この検討結果によると、藩札の流通実態に関しては、次の3点が指摘できよう。

第1に、藩札の流通事例には多種多様なものがあり、通説のように幕末にかけて価値の急落や札騒動が発生する事例もみられたが、その一方で、藩専売制の実施により領外からの正貨獲得に成功した藩においては円滑に流通していた事例も少なからずみられた。

第2に、藩札の流通状況を左右していたのは、貨幣としての一般受容性に対する領民からの信頼であり、各藩とも、十分な兌換準備の確保のほか、有力商人の信用を利用したり、藩札発行を藩財政から切り離したうえで有力商人に委託するなど、できうる限りの方策を用いて藩札の価値維持に腐心していた。そして、そうした施策が採用された藩では、多くの場合、藩札は円滑に流通していた。その意味で、節度ある藩財政運営が円滑な藩札流通の基礎を形成していたといえよう。

第3に、藩札は、継続的に発行されるなかで士民生活のなかに定着し、利便性の高い交換手段として広く利用されていたことが窺われる。そうであるがゆえに、藩札価値の下落が見込まれる場合には、札騒動が発生したと思われる。

キーワード：藩札、紙幣の歴史、江戸期通貨制度、札騒動、藩専売制

本稿は、1996年9月4日に開催されたワークショップに提出した論文を、ワークショップでの議論や、新保 博・中京大学教授、作道洋太郎・大阪国際大学教授、田谷博吉・大阪府立大学名誉教授等によるコメントを踏まえて一部修正したものである。

鹿野嘉昭 日本銀行金融研究所研究第3課

1. はじめに

江戸時代、江戸・大坂といった大都市や幕府直轄地以外の地域においては大名領国政府が発行した藩札が交換手段として流通していた。このことからわかるように、わが国はヨーロッパ主要国に比肩しうる紙幣発行の歴史を有しており、戦前から、この藩札に関する研究が行われてきた。

戦前期における藩札研究は、公的文献を基礎とする藩札発行の仕組み、通用仕法といった制度的枠組みの解明に主眼がおかれていた。そして、戦後になると、藩札は貨幣としてどのように流通していたのかという観点、すなわち流通史としての視点から研究が進められるようになり、諸藩における藩札の流通実態に関する研究が数多く発表されるに至った。日本銀行金融研究所でも、山口和雄東京大学名誉教授による指導のもと、藩札の流通実態についての理解をさらに深めることを目的として、地方在住の貨幣・金融史研究家に藩札の流通実態に関する研究を委託してきた。

本稿は、これらの研究報告を取りまとめることにより、諸藩における藩札の流通実態を検討しようとするものである。以下、第2節では、藩札の実態に関する既往研究成果を整理のうえ、藩札研究の現状と当面の検討課題について述べる。次いで、第3節では、委託研究報告でえられた藩札の流通実態に関する事実を整理・検討することにより、幕藩体制下における藩札の役割、意義と効果について考える。最後に第4節では、本稿でえられた結果をまとめるとともに、残された課題を指摘し、今後の藩札研究につなげることにする。

2. 藩札研究の現状

(1) 藩札の性格

(藩札の意味)

江戸時代における幣制は、三貨制と呼ばれるように、徳川幕府が発行した金・銀・銭貨を基本貨幣として構成されていた。加えて、江戸時代における貨幣供給制度は、中央銀行が発券銀行として各地域ごとの貨幣需要をちょうど満たすべく弾力的に銀行券を供給している現在の体制とは異なり、徳川幕府による財政支出を通じて金・銀・銭貨という金属貨幣が供給される「需要非伸縮的かつ非効率的な供給体制」(大倉・新保[1979])という点に特徴があった。そしてまた、徳川幕府による財政支出は江戸、大坂、京都といった大都市に集中していたため、大都市やその周辺地域においては金・銀・銭貨からなる幕府貨幣は比較的潤沢に供給されていた。

しかしながら、その他の大名領国においては、民間部門による領内取引を除くと、藩政府が幕府貨幣を領国内に流入させる方策としては大坂や江戸との交易以外に術がなく、領国内での経済取引の円滑な遂行を支払決済面から支えるうえで必要とさ

れる貨幣量を十分確保することは必ずしも容易ではなかった¹。そのため、徳川幕府の創設以来、①年貢米の実収高（藩士米控除後の年貢米高）が相対的に少ない、あるいは②米以外に現金収入の途がない、といったように財政構造が脆弱な藩においては、天災や飢饉の発生を契機として財政の窮迫化を余儀なくされたり、経済発展に伴う通貨の不足に直面せざるをえない状況におかれていた。

このような事態を改善するための地域的な方策として、徳川幕府の許可をえうえて導入されたのが、「寛文元年〔1661〕の福井藩にはじまる藩札の発行」（山口〔1966〕）であった。藩札は一般に、「江戸時代に諸藩政府が原則として領内通用を目的とし、各勝手方（＝財政部）および藩用達商人（＝札元）、またはそのいずれかをして発行させ、かつ兌換の責に任ぜしめた紙幣」（日本銀行調査局〔1974〕）、あるいは「領主権力により貨幣としての強制通用力が賦与されるとともに、その発行に関する最終的な意思決定権限を領主が保有し、領主の財政的必要に応じて発行される紙幣」（新保〔1972〕）と定義される。すなわち、藩札とは、大名領国における基本通貨として機能することを期待されて藩政府により発行された紙幣であり、多くの場合、金・銀・銭貨という正貨との兌換により価値が保障されていた。この間、藩札の表示通貨をみると、銀遣いの西日本に発行藩が偏していたことや、徳川幕府が金札発行に対し抑制的な姿勢を堅持していたこともあって、銀建て（銀札）がその大部分を占めていた。

（札遣いの浸透）

そして、藩札発行が江戸時代中期以降全国に普及するなかで、関東地方所在の諸藩を除く全国の諸藩においては、多くの場合、金・銀貨に関する限り、正貨よりもむしろ藩札が領内の一般的な交換手段として広く利用されていた。実際、江戸時代において金・銀貨がそのまま貨幣として利用されていたのは江戸・大坂・京都といった大都市に代表される幕府直轄地内か、藩際取引や藩外旅行にかかわるものに限られ、各藩内での一般士民の日常生活のほとんどは藩札と小額貨幣である銭貨によって決済されていた²。なお、われわれが現在藩札と称している紙幣は、江戸時代にあつては、金札・銀札・銭札・米札などというように、その額面表示にちなんで呼ばれるのが一般的であった。そうした事情にもかかわらず、今日それらが藩札と呼ばれるのは、明治初期の地方行政府である「藩」が発行した紙幣を藩札と称したことに由来する。

このように藩札発行藩内においては藩札が交換手段として商人間の資金決済、領主への運上・冥加金の納入、農村における一般的な支払手段に利用されるなど、

1 山口〔1991〕によると、寛文期〔1661～72〕に河村瑞賢により西回り航路が開発されるまでの間は、商品輸送ネットワークが未発達な段階にとどまっていたこともあって、例えば秋田から大坂までの輸送費用は米1,000石につき200石と、大坂回米高の5分の1にも達する高額な費用負担が求められていたのである。

2 ちなみに、『稿本福井市史』には、同藩士岡八郎（のちに東京府知事になった由利公正）が安政5年〔1858〕、30才のとき、藩主の命令により江戸に向けて出張する際に旅費として一分金を受け取ったが、金貨を手にしたのは初めてであり、非常に珍しく思ったという記述がある。

「札遣い」が日常生活に浸透していた。この札遣いの浸透が明治維新期におけるヨーロッパ的な貨幣・金融制度を導入するうえでの基礎を醸成したとされることが多い。もっとも、札遣いが一般的となっているがゆえに、領民としても藩札の流通価値変動に対しては細心の注意を払っており、後で詳しく述べるように、仮に濫発などにより価値が大きく下落すると見込まれる場合には、自己防衛的な行動が採られ、札騒動（一種の取り付け）が発生することになる。

（藩札の発行事由と通貨不足）

諸藩が藩札の発行に至った背景としては通常、小宮山 [1903]、山口 [1966] や田谷 [1980] などが指摘したように、①領内の通貨不足を解消するため、②近隣諸藩からの藩札の流入を防止するため、③藩財政収入を補填するため、④藩士または領民救済のための貸付原資を確保するため、⑤専売制の実施に際し必要となる前貸資金を調達するため、⑥貨幣経済の浸透とともに高まってきた小額貨幣としての銀・銭貨の不足に対応するため、⑦貸付利息の獲得を通じて藩財政の建て直しを図るため、といった事由が挙げられることが多い。実際、各藩が幕府あてに藩札発行を申請するに際しては上記のような事由が掲げられているが、そのなかでも最も多いのは、③～⑤に掲げられた藩財政の窮迫化である一方、「通貨の不足によることは比較的少なかった」（山口 [1966]）とされている。

それでは、通貨不足は藩札発行に際し重要な要因ではないといい切れるのであろうか。この問題について、領国経済における資金循環という観点から考えることにしよう。江戸時代における幣制のもとでの一領国への正貨供給経路は領際取引に限られ、毎年、民間主体による領際取引を通じてえられた領外余剰のほか、藩政府による年貢米の領外市場での売却や国産物の販売に代表される領外への輸出取引から江戸藩邸の運営費用、参勤交代費用や領外からの諸産物の輸入などを控除した金額だけの正貨が流入する。この流入正貨の累積残高と江戸時代初めの正貨残高（いわゆる領国貨幣残高³を含む）との合計が一領国経済における貨幣供給量であり、これが所要貨幣需要を下回る場合に通貨不足が発生することになる。そしてまた、正貨の純流入額あるいは領外取引余剰は、資金循環に関する恒等式が示すように、事後的には一領国における民間部門の貯蓄超過額と政府部門の財政赤字の合計に等しい。

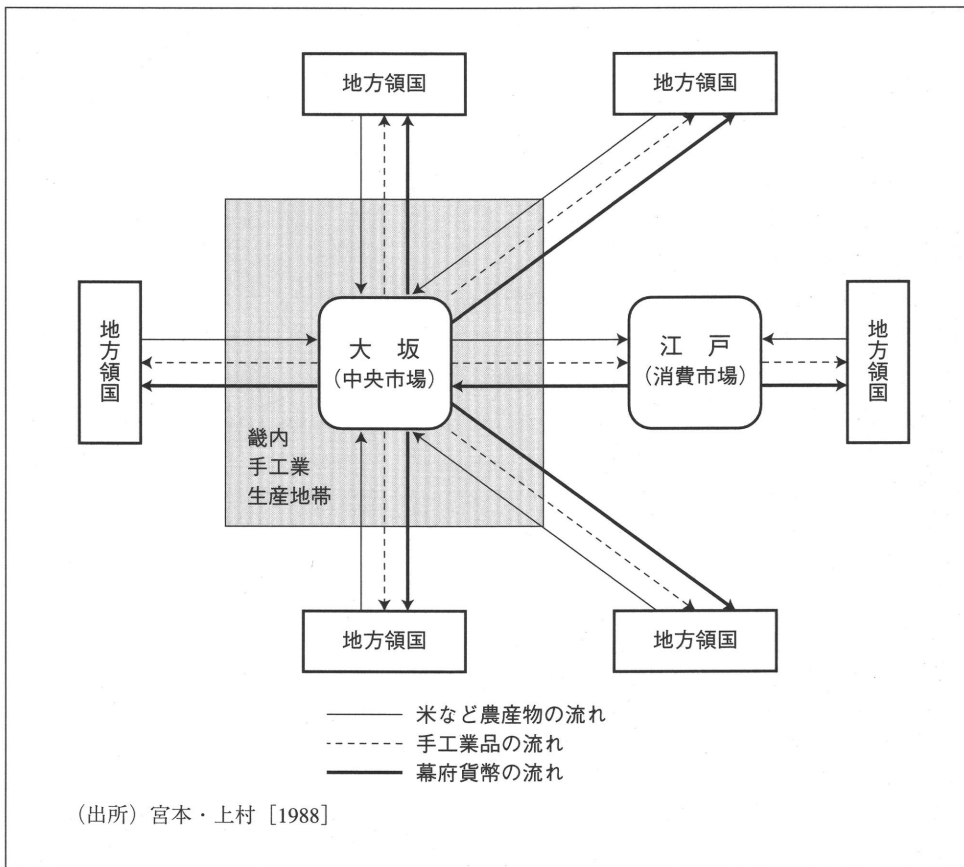
このように、領国経済の窮迫に伴う藩財政の悪化と正貨の純流入の減少は同時に起こりうるため、一領国内においては藩財政の窮迫化とともに通貨不足が発生あるいは拡大することになる。例えば、天災を契機とした凶作の発生、大火や大規模な幕府御役の請負などを背景として領国経済が困窮化すると、領内の貯蓄超過額が取

3 元禄8年 [1695]、幕府による禁令が発出されるまでの間、津軽・会津・福島・米沢・秋田・新潟・但馬・石見などの銀山を有する大名領国においては、幕府貨幣のほか、藩の刻印を捺した刻印銀が領国独自の金属貨幣として流通していた。これを一般に領国貨幣というが、通用禁止後は、中井 [1961] が指摘したように、江戸などにおいて幕府貨幣に引き替えられた。

り崩されるだけでなく藩財政も悪化を余儀なくされる結果、一領国内における純貯蓄額は減少する一方で、領外市場で売却可能な年貢米の減少あるいは領外市場からの不足米の調達などにより正貨の純流入も減少する。その意味で、藩財政の困窮化と通貨不足とは同じコインを表と裏からみたものといえることができる。

この間、幕藩体制下における全国的な商品流通は、第1図で示されるように「天下の台所」と称された大坂を中心とする求心的構造にあり、独立した大名領国が米・特産物などの余剰を領外に輸出する一方、不足物資を輸入するというかたちで行われていた。加えて、余剰物資の輸出先は主として大坂であり、それらは大坂市場における卸売・流通機構を通じて江戸、京都といった大消費市場に向けて再輸出されていた。このような経済構造のもとにある個々の大名領国経済は、国際経済学でいう「開放経済の小国 (small open economy)」の亜種として捉えることができる。すなわち、小国としての大名領国では、大国である大坂市場で決定された各種の価格（相対価格）を所与として生産・消費・輸出入といった経済活動に従事していたのである。

第1図 江戸時代における商品流通



このため、個々の藩政府が藩札の増発により地域的な貨幣供給量を均衡水準以上に増加させた場合には、貨幣数量説が説くように、領国内における各種財物の絶対価格だけが上昇するが、この現象は地域的な物価の騰貴あるいは藩札の流通価値低下として顕現する。その意味で、藩札の価値下落と地域的な物価騰貴とは同義である。したがって、藩札の増発が物価あるいは経済動向に及ぼす効果については、地域的な最適貨幣供給量との関係で捉えるとともに、それが全国的なものとなりうるか、あるいは領国内の藩札建て絶対価格水準の変化にとどまるか、という点を峻別のうえ議論する必要があるといえよう。

(地域的な通貨不足の解消策としての藩札発行)

この地域的な通貨不足は、立藩事情、鉱山の分布状況や経済構造などその藩を取り巻く環境的要因を所与として、①鎖国体制の確立（寛永元年〔1639〕）に伴い領国大名による海外貿易利益獲得の機会が喪失したこと、②三代将軍家光の治下における参勤交代制度の確立や幕府御役の申し渡しなど、幕府による藩財政圧迫要因が嵩んだこと、さらには③17世紀前半をピークとする大量の銀・銀貨の海外流出に伴う貨幣供給量の減少、などを背景として、時代を追うごとに拡大していった。そのため、経済発展に伴い貨幣需要が相対的に高い一方で財政構造が脆弱であった諸藩を中心として、何らかの事情により藩財政が危機的状況に陥るなかで財政逼迫化と通貨不足が大きな経済問題として登場し、その解消手段として藩札が発行されるようになったと考えられる。というのも、藩札という正貨との兌換が認められた紙幣の発行は、貨幣発行益の獲得を通じて財政逼迫を緩和するだけでなく、正貨流通量の節約を通じて流通貨幣量の拡大に寄与し、その結果、藩財政赤字および正貨不足の有効な対策となりえたからである。

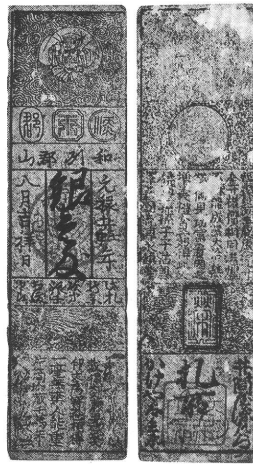
この間、藩札の流通高に関しては確たる計数がえられていない。もっとも、明治4年〔1871〕の廃藩置県時における発行残高に関しては、「銀札だけでも金貨換算9,000万両程度」（日本銀行調査局〔1974〕）あるいは「4,700万両前後」（新保〔1980〕）、また幕末時点についても「1,900～2,800万両」（新保・斎藤〔1989〕）といった推計結果が報告されている。このうち新保・斎藤の推計結果に基づき幕末における藩札の規模をみると、その発行高は金・銀貨発行残高1億3,000万両の15～21%もの規模に達しており、「明治初年における藩札発行残高がきわめて巨額なものであったことは疑問の余地がない」（新保〔1980〕）といえよう。

(藩札の額面金額と流通形態)

藩札の形態は時代により、地域により異なっているが、達観すると、第2図のように概ね縦11cm、横3cm程度の短冊型をしていた。藩札の用紙には、耐久性に配慮のうえ、厚手の紙（厚さ1mm前後）が用いられた。藩札の表には額面金額や札元となった商人の名前が記される一方、その裏には発行時期や引替所名等が記載されていた。そしてまた、偽造防止のため、透かしや色紙が採用されたほか、藩札の表に描かれた七福神、双竜、富士山といった絵柄のなかに梵字や神代文字など当時

の一般の人々が容易には理解しえないような文字を入れたり、隠し文字や隠し絵を挿入するといった方策が実施されていた。藩札はまた、一般には小額取引に適した貨幣として導入されたという経緯もあって、その大半は銀札の場合、銀5匁から2分、金札では1分・2朱というように比較的小額の額面金額で発行されていた。ただし、初期の藩札においては銀100目（匁）、300目といった高額な銀札もみられたが、これらは、多くの場合、藩士に対する資金の貸付や諸運上など「特別目的のために発行された」（河手 [1988]）ものであったほか、発行量もさほど多くはなかったため、大判の金貨と同様に流通性は高くはなかったとみられる。

第2図 藩札の実際（郡山藩銀1匁札）



諸藩における藩札の流通形態は、①領民に対しては保有正貨と藩札との交換を義務づけ、藩札のみを領内の通貨とする「専一流通」（ただし、領外取引の決済に必要な金額に限り正貨との兌換が認められる）と、②正貨とならんで藩札が並用される「混合流通」に大別される。前者の場合、藩札の専一流通体制への移行に際し、領民に対しては保有正貨と藩札との引き替えが義務づけられるというように、流通貨幣としての性格が強い⁴。そしてまた、領内の正貨はすべて、交易に伴う藩外からの新規流入分を含め、藩札との交換を通じて藩政府の手許に集中のうえ一元管理され、兌換準備として必要な正貨（通常は発行高の「3分の1程度」（山口 [1966]））以外は財政赤字の補填や借銀の返済資金に充当できるという藩政府にとってはきわめて好都合な特徴があった。

これに対し、混合流通の場合、藩札は赤字藩債としての性格が強く、濫発に対しては、藩札の流通価値の下落、正貨との引き替え要求の増大あるいは交換手段とし

4 専一流通への移行に際し、領民は保有正貨と藩札との引き替えを義務づけられたが、領民が保有正貨の全額を藩札に引き替えていたとはいえず、一部は価値保蔵手段として保有されていたと考えられる。実際、藩財政がさらに逼迫したとき、藩政府は、領内の豪商、豪農から正貨を臨時徴収していたのである。

ての藩札の使用忌避といったかたちで顕現する市場メカニズムを通じて歯止めがかかる。その意味で、混合流通を選択した諸藩にあっては、藩札の流通価値変動を通じて節度ある財政政策運営を行うよう規律づけられるという特色がある。もっとも、混合流通の場合、藩札の流通価値を高水準に維持しえたとしても、領民に対し藩札の利用を強制する術がなかったことから、貨幣発行益獲得のため、藩政府がその発行権を有力商人に売却するという動きもみられた。

このように藩札の流通形態としては専一流通と混合流通という2種類の形態があったが、これまでのところ、江戸時代においては藩政府にとって好都合な専一流通が採用される傾向が強いとされている。

(藩札の発行体制と発行仕法)

次に藩札の発行方法をみることにしよう。藩札の発行方法に関しては、山口[1966]により提唱された類型化が踏襲され、現在では、①藩が直接発行する「直接発行」と②藩内外の有力商人が藩札発行を請け負う「請負発行」に大別するのが一般的となっている。もっとも、直接発行の場合でも、藩札の信用力を高めるため、藩札の発行・引替事務を担当する札元には城下町あるいは大坂などの豪商が登用されることが多く、そうした場合、彼らは藩政府に対する兌換資金の貸し付けを通じて利益を得ていた。このように考えると、直接発行と請負発行との基本的な相違は、藩札の兌換準備の調達・確保を藩政府が責任をもって行うか、豪商に委ねるかという点に求めることができるといえよう。ちなみに請負発行の場合には、札元になろうとする商人は田畑・家屋敷などを抵当物件として藩に質入れするとともに一定額の運上金の納入を確約のうえ、藩から一定金額の藩札発行権限を賦与され、その権限に基づき藩札の発行・引替・管理業務に従事することになる。

藩札の発行に際し各藩では、隣接する藩あるいは親密藩の事例を参考にしつつ、詳細な通用仕法を制定のうえ定、覚、仕法書などによって領民に公示した。このため、各藩の藩札運用規則はきわめて類似しており、例えば専一流通の場合、藩札発行にかかわる基本的なルールは概ね次のような条項からなっていた。

- ①領内における正貨の流通禁止（ただし、例えば銀2分以下の小額取引を除く）。
- ②個人間の正貨・藩札引替取引の禁止。
- ③藩札から正貨への引き替えは、藩外支払目的を除き禁止する。
- ④藩士への禄、給料（現金支給分）等はすべて藩札で支給する。
- ⑤年貢等藩政府への支払いは藩札で行う。

加えて、藩札の専一流通を定めていた諸藩においては、領内の士民にとどまらず、領内に逗留する商人や旅人に対しても藩札の利用が強制され、領内に入った時点で藩札との引き替えが求められていた。藩札と正貨との引替事務を担当する札会所は城下町に設けられたが、藩札引替に付随する取引費用削減のため、領内各地にも札宿が設置されるのが一般的であった。この間、藩札から正貨への兌換要請の削減および札会所運営費用の捻出を目的として、例えば、正銀を銀札に替える場合、正銀101匁につき銀札100匁とする一方、銀札を正銀に引き替えるときには銀札102匁に

つき正銀100匁とするなど、引替手数料が徴求されていた。

このようにして定められた藩札と正貨との公定引替割合は、藩札がその額面金額でもって流通している場合を想定したものである。もっとも、藩札の流通価値が下落した局面においては、額面金額の5分の1通用など、藩札はその時々々の市場価値にしたがって交換手段として利用されただけでなく、名古屋藩・米札の例が示すように、藩札と正貨との引き替えも引替打歩という手数料の徴求を媒介として市場価値を基準に行われるのが一般的となっていた⁵。この間、銀札に関しては江戸時代を通じて秤量銀貨建てとなっていたが、その一方で、安永元年〔1772〕における南鐐二朱判の発行に始まる徳川幕府による銀貨の金貨建て計数貨幣化政策の推進もあって、19世紀になると、銀貨の大部分は計数貨幣で占められるなど、「銀目の空位化」が大きく進んだ。このため、19世紀以降における銀札と正貨との交換に際しては、銀札で謳われた秤量銀貨ではなく、銀札の価値をその時々々の金銀相場に基づき金貨価値に換算のうえ、計数銀貨で支払われていたと窺われる。

（財政赤字補填策としての藩札発行）

藩札はまた、市中正貨との引き替えのほか、「財政貨幣」（作道〔1961〕）と呼ばれるように財政支出を通じて供給されるため、地域的な通貨不足あるいは流動性不足の緩和策にとどまらず、藩財政赤字の有力な補填策でもあった。これら2つの側面は、まさに「盾の両面」（新保〔1972〕）にたとえられるように、相互に深く密接に結びついている。このため、石高制に基礎を置く幕藩体制の経済構造の矛盾が商業経済の発展とともに顕現するなかで、18世紀半ば以降、財政赤字に悩む諸藩においては有力な財政補填策として藩札の発行が採用され、全国諸藩へと広く普及していった。

もっとも、藩札は藩政府の領内民間部門に対する負債であり、その価値は最終的には将来における歳入、すなわち年貢米売却収入およびその他の現金収入の合計の割引現在価値により担保されているため、無制限に発行することはできない。実際、多くの藩でみられたように、民間部門が予想する将来歳入の期待現在価値の上限あるいは正貨準備保有額から逆算される発行限度額を超えて藩札が発行された場合（いわゆる濫発）には、藩札の流通価値は大きく下落した。そしてまた、そうした事態の発生が予想される場合、藩札の価値下落に伴うキャピタル・ロス負担の回避を狙いとして、多くの士民が藩札と正貨との引き替えを求めて引替所に殺到するという札騒動（一種の取り付け）がしばしばみられた。

いうまでもなく藩札に関しては、新保〔1991〕が指摘するように、その発行形態の如何を問わず、藩政府による強制通用力の賦与だけでその流通性を確保すること

5 このほか、九州地方における匁銭札、東北地方で発行された銀札のように、額面通貨と異なる正貨との兌換（匁銭札は銭貨、東北の銀札は金貨）が認められている藩札の場合、「銀札102匁につき正銀100匁」という公定交換比率を維持しつつ、正銀と金・銭貨との間の交換比率を調整することにより市場実勢の交換比率を適用するという方策も実施されていた。

はできない。十分な兌換準備を用意すれば信用力が高まり、藩札の通用力は高まるが、その反面、通貨不足の解消あるいは財政補填といった藩札発行に期待される効果は減殺される。このため、第三者に兌換準備を提供させ、藩政府自身は藩札発行に伴うマクロ経済効果だけを享受しようとして考案されたのが、請負発行である。ただし、この場合にあっては、直接発行と同様に藩札発行高が領内の貨幣需要に見合った水準にとどまるとは限らないなど、過剰発行の可能性を否定しえない。実際、藩の財政状態が大きく悪化した諸藩においては、多くの場合、発行形態の如何にかかわらず、藩札が濫発されるに至った。

しかしながら、すべての藩が財政赤字の拡大とともに藩札の発行高を増大させていったわけではなく、尾崎藩が寛保年間〔1741～44〕に発行した「御救銀札」や、幕末の美濃国加納藩において特産物である傘の仕入資金支払いに際し利用を強制された「傘札」のように、藩札発行を藩財政から切り離すとともに発行高を領内の貨幣需要に応じて伸縮的に変動させるような仕組みを導入する動きも散見された。この間、三井組を札元とした紀州藩・松阪札のように信用度がきわめて高い有力商人を札元に登用のうえ、彼らに兌換を保障させることにより藩札の流通性を支えるという方策も採用された。このほか、兌換準備が予想外に大きく減少した際には、藩士に対する給米の借り上げ、商人・豪農からの正銀の臨時徴収といった方策が実施されることもあった。藩士からの借り上げはまた、藩財政の悪化を藩士に転嫁するものであっただけに、そうした施策を実施した諸藩においては、藩士救済のため、藩札発行に際し藩士に銀札を貸し付ける事例も多数みられた。

(2) 藩札発行の歴史とその特徴

(藩札発行の歴史)

通説によると、最初に藩札を発行したのは越前国福井藩であり、それは寛文元年〔1661〕のこととされている。その後、宝永4年〔1707〕の徳川幕府による藩札発行禁止措置が発令されるまでの約40年の間、近畿以西の諸藩を中心に50余藩が相次いで藩札を発行した。このことはまた、先進経済地域で貨幣に対する取引需要が大きい西日本地域ほど、通貨不足がより深刻であったことを意味しているのかもしれない。正徳4年〔1714〕に始まった正徳・享保の改鋳は、元禄の改鋳により大きく下落した金・銀貨を鋳直し、その価値を慶長期のそれにまで引き上げることを目的として実施されたが、それはまた第1表で示されるように、通貨流通量の大幅な収縮あるいはデフレーションを意味していた。このデフレ現象は地方ほど大きく顕現し、通貨不足が一段と深刻化した。

そうしたなかで享保15年〔1730〕になると、徳川幕府ではリフレ策のひとつとして再び藩札の発行を容認する姿勢に転じ、藩札発行が解禁された。藩札発行の再開容認に際し、徳川幕府では、①これまでに藩札を発行した事歴をもつ藩に限る、②石高に応じて札遣いの期限を定める（25万石以上は25年、その他は15年）、という2つの条件を定めた。もっとも、これらの条件のうち前者についてはさほど厳格には運用されておらず、その結果、札遣い禁止前に藩札を発行していた諸藩の大部分

が享保15年から16年にかけて銀札発行の再開に踏み切ったほか、新規に藩札を発行する藩も続出した。このように藩札発行藩が増大するなかで、藩札発行の基本（発行許可制、通用期限、発行高の制限など）が徳川幕府の手により制度化されたのであった。

第1表 江戸時代における貨幣流通量の推移

年次	貨幣の種類	流通量（単位1,000両）	比率（％）
1695	金	10,627	76.1
	銀	3,333	23.9
	計	13,960	100.0
1710	金	15,050	58.3
	銀	10,755	41.7
	計	25,805	100.0
1714	金	13,570	42.8
	銀	18,120	57.2
	計	31,690	100.0
1736	金	10,838	51.5
	銀	10,204	48.5
	計	21,042	100.0
1818	金	19,114	65.3
	銀	4,208	14.4
	数	5,933	20.3
	計	29,255	100.0
1832	金	23,699	51.7
	銀	5,361	11.7
	数	16,804	36.6
	計	45,864	100.0
1858	金	28,315	53.7
	銀	3,902	7.4
	数	20,536	38.9
	計	52,750	100.0
1869	金	74,321	57.1
	銀	3,512	2.7
	数	52,392	40.2
	計	130,224	100.0

（資料）岩橋勝「徳川時代の貨幣数量」258ページ。

（出所）新保 [1978]

この間、徳川幕府では当初、藩札発行に対しては各藩からの申し出どおり認めるというように形式的許可あるいは黙認の姿勢をとっていた⁶。しかし、享保15年の解禁とともに藩札の発行が増大するなかで、徳川幕府では、第2表に掲げたように

6 もっとも、徳川幕府では、無許可での藩札発行に対しては厳しい姿勢で臨んでおり、幕府の許可をえることなく藩札を発行した紀州藩や名古屋藩では、それが明らかになった時点で札遣いの禁止が申し渡された。

藩札発行に対する監督姿勢を次第に強め、金札の通用禁止（宝暦5年〔1755〕）、銀札の新規発行および通用期限満了後の金・銀札の通用禁止（宝暦9年〔1759〕）、発行の途絶えた藩による藩札再発行の禁止（安永3年〔1774〕）などといった措置を実施していった。このうち金札の発行が早い段階で禁止されるに至った背景としては、徳川幕府としても、三貨制の中心貨幣として位置づけていた金貨に対する信認確保のため、と指摘されることが多い。

第2表 徳川幕府による藩札政策の推移

年 月	事 項
寛文元年〔1661〕	越前福井藩、藩札を初めて発行
宝永2年〔1705〕8月	全国札遣現状調査を指令
4年〔1707〕10月	金・銀・銀札の通用停止（札遣い停止令）
享保7年〔1722〕4月	上記停止令の再確認
15年〔1730〕6月	金・銀・銀札の通用許可（札遣いの再開）
宝暦5年〔1755〕4月	金札の通用停止
9年〔1759〕8月	銀札の新規発行ならびに通用期限後の金・銀札の通用を禁止
安永3年〔1774〕9月	銀札の通用を中絶した藩による銀札発行の再開を禁止
寛政10年〔1798〕12月	米札の新規発行ならびに発行中絶藩による米札発行再開を禁止
11年〔1799〕11月20日	米札の定義の再確認
文政6年〔1823〕4月9日	和歌山藩に対し銀札の製造発行を許可
天保7年〔1836〕12月	金・銀・銀札ならびに米札・酒札等、擬装紙幣の濫用禁止
慶応3年〔1867〕8月22日	幕府自ら紙幣（兵庫開港札）を発行
11月3日	五畿内近国3カ年金札通用

（資料）日本銀行調査局〔1974〕

このようにして多数の藩が地域的な通貨不足の解消手段あるいは財政赤字の補填策として藩札を発行するようになり、そうしたなかで藩札は地方貨幣として地域経済において欠くべからざるものとなった。そしてまた、そうであるがゆえに、士民も藩札の価値に対してはきわめて敏感になり、先に述べたように、藩札の価値下落が見込まれる場合には、予想される価値下落を補償するだけの上乗せを求める（物価の騰貴）とか、支払手段としての藩札の受け取りを拒否するにとどまらず、正貨との交換を求めて士民の多くが札所に殺到するという事態（札騒動の発生）もしばしばみられたのであった。換言すると、藩札の普及とともにその通貨としての機能は次第に高まっていった反面、18世紀末以降、兌換停止、価値下落といった過剰発行に伴う弊害も広くみられるようになったのである。

その後19世紀になると、藩札発行にかかわるノウハウが各藩政府の手許に蓄積されるなかで、領外販売による正貨の獲得を狙いとして藩専売制と藩札発行とが結び

つき、専売制の対象とされた国産品買い入れのための前貸資金調達を目的として藩札が発行されるようになった。これは、「流通貨幣から支払貨幣への転化」(藤本[1988])、あるいは「信用創造による成長資金の供給といえる、明らかにひとつのイノベーションであった」(新保・斎藤[1989])。そして、このイノベーションに成功した藩においては、藩札は価値を減じることなく、安定的な交換手段として幕末まで機能していた。こうした点を捉えて、「各藩は藩札価値の下落を供手傍観していたのではなく、その価値維持に腐心していたが、構造的な藩財政悪化の流れに抗しきれず、藩札増発に至ったと考えられるのではないか」(新保 博)と指摘する向きもみられる。

(藩札発行の時代別・地域別特徴)

第3表は、藩札発行藩数の推移を時代別・地域別・通貨別に示したものである。同表(1)で示される初発行年代の分布からも明らかのように、藩札発行は18世紀末にかけてほぼ全国に普及し、幕末における藩札発行藩数は初発行年代の明らかでない藩も含めると200余にも及んだとされている。実際、明治4年の廃藩置県の際に実施された調査によると244藩・14代官所・9旗本領、当時における藩の約8割が藩札を発行した実績を有していた。

第3表 地域別・年代別にみた全国諸藩における藩札発行状況

(1) 藩札初発行年の地域別・年代別分布

(単位、藩数)

時 期 時 期	奥羽 地方	関東 地方	中部 地方	近畿 地方	中国 地方	四国 地方	九州 地方	合 計
慶長8年～宝永8年 [1603～1711]	2	2	7	12	12	5	6	46
正徳元年～享和4年 [1711～1804]	2	3	3	18	5	4	8	(89) 43
文化元年～慶応4年 [1804～1868]	1	7	9	16	8	1	12	(143) 54
小 計	5	12	19	46	25	10	26	143
明治元年～4年 [1868～1871]	15	11	8	0	0	0	0	(177) 34
合 計	20	23	27	46	25	10	26	177

(注) 1. 初発行年代の明らかな藩に限る。

2. () 内の数字は累計を示す。

(出所) 作道 [1961]

(2) 藩札の通貨別内訳

期 間		1661-1735	1736-71	1772-1817	1818-59	1860-67	不詳
東日本	金札	3	0	1	3	2	4
	銀札	9	8	7	17	13	2
	銭札	4	0	1	6	11	2
西日本	金札	1	1	1	1	2	3
	銀札	52	37	27	55	27	8
	銭札	2	2	9	31	12	15
全 国	金札	4	1	2	4	4	7
	銀札	61	45	34	72	40	10
	銭札	6	2	10	37	23	17

(出所) 新保・斎藤 [1989]

次いで、同表に基づき藩札発行の地域別特色を探ると、貨幣経済の発展度合いの高い西日本地域の各藩により多数発行されている一方、関東、東北地方所在藩による藩札発行は概して少なく、発行に至った場合でも幕末にかけて発行される事例が大部分を占めるという点が指摘できる。藩札はまた、価値の表示単位を基準として金札・銀札・銭札などに分けられるが、第3表(2)が示すように、西日本の銀遣いや幕府による金札発行抑制姿勢などを背景として銀札がその大部分を占め、金札発行はごくわずかの藩に限られていた。その一方で、西日本や東北地方においては、金遣い、銀遣いに並ぶ「銭遣い」(岩橋 [1980]) 経済圏の存在の可能性が主張されるように、18世紀後期以降、銭札の発行が多数みられる。

(3) 藩札研究の展望

(藩札の研究は戦前に始まる)

以上のような藩札に関する研究は、大正15年における黒正 巖(氏)(黒正 [1926])の岡山藩札に関する研究に始まり、これまでに相当の研究蓄積がある。ここでは、山口 [1966] や田谷 [1980] に基づき、藩札研究の動向を簡単に振り返ることにしよう。

戦前における藩札の研究は、岡山藩(黒正 [1926])、金沢藩(土屋 [1927])、土佐藩(松好 [1927])といった大藩が発行した藩札を対象として始まった。これらの研究はいわば制度史的な研究が中心を占め、藩札の発行組織や通用方法が各種の文献史料に基づき詳細に分析された。そうしたなかで、藩札は多くの場合、財政不足補填のために発行されたものであり、その後、濫発され、価値低下を余儀なくされたことが明らかとなった。一方、堀江 [1931] や遠藤 [1931] が論じたように、19世紀の姫路藩、福岡藩などをはじめとして国産物専売制のもとでの生産前貸資金として藩札が発行され、それが正貨準備の増大につながった諸藩の藩札の通用力は高く、領国内にとどまらず、近隣の諸藩でも広く交換手段として利用されていたことも示された。その後、会津藩、尾張藩、紀州藩、萩(山口)藩、美濃各藩など藩札の発行事例に関する研究対象が漸次拡大されるとともに、これらの個別事例研究

を総合するかたちで、藩札の大部分は濫発とともに幕末にかけて価値が大きく下落し、兌換停止や大幅な価値下落に追い込まれ、領民の生活に悪影響を及ぼしたという見解が通説として支持されるようになった。

(流通史としての貨幣史)

戦後における藩札研究も、概ねこの延長線上で、先に述べた通説の妥当性を検証するかたちで個別事例研究が活発に行われていた。もっとも、戦後になると、これまでの制度史的観点に加え「流通史としての貨幣史」(作道 [1971]) という観点が意識され、発行組織や通用仕法にとどまらず、藩札の貨幣としての経済的・社会的機能が問われるようになった。そして、そうした研究成果を総合のうえ整理したものとしては『日本貨幣金融史の研究』(作道 [1961])、「藩札研究史序説」(山口 [1966])、『図録 日本の貨幣』第5、6巻(日本銀行調査局 [1974、75])などが挙げられる。このうち、作道 [1961] は発行基盤としての領国における経済力・政治力との関連で藩札を捉え、純粋領国型紙幣、特殊領国型紙幣および非領国型紙幣の3類型に分類のうえ、その意義を議論した。

純粋領国型紙幣とは、強大な藩権力を背景としてその通用を強制された、いわば政治的性格の強いものであり、財政面での窮状打開という領主的要求にしたがって発行されることが多いとされる。そしてまた、純粋領国型紙幣の場合、濫発により不換紙幣化する傾向が強いと主張される。これに対し、特殊領国型紙幣とは、大名領国の飛び地領・幕府領・旗本領などのように、領主権力の弱い領域において流通していた紙幣のことをいい、近世後期に発展・広範化した。このタイプの紙幣はむしろ流通貨幣としての性格が強く、また商人信用に裏付けられて流通することから、貨幣としての通用力は一般に高かったとされる。さらに非領国型紙幣とは、領主権力による強制通用力の賦与というよりもむしろ民間部門での商取引のなかで自然発生的に登場した紙幣のことをいう。非領国型紙幣の場合、藩札の通用力は札元となった有力商人の信用度に基礎をおいていることから、藩政府による強制通用力の賦与は必ずしも必要ではなく、実際、銀貨と混合流通していた事例が一般的となっていた。

一方、山口 [1966] および日本銀行調査局 [1974、75] は、作道 [1961] を含むそれまでの研究成果を集大成したものであり、戦前から1970年前後に至るまでの藩札研究がほぼ網羅されている。

(藩札の流通実態の把握)

藩札の流通実態や経済的意義を検討するに際しては、西川・谷村 [1980] や新保 [1991] が指摘したように、藩札発行の江戸期貨幣制度における位置づけを検討することも重要である。というのも、藩札流通のあり方は、徳川幕府による貨幣政策に大きく影響されつつ発展してきたと考えられるからである。例えば、元禄・宝永の改鑄では金貨の品位切り下げに続いて銀貨の品位が数度にわたって引き下げられたが、この銀貨の切り下げに伴う銀・銭貨間の交換比率の乱高下は、西日本の銀遣

い圏における藩札流通のあり方に大きな影響を及ぼした。また、安永元年〔1772〕の南鐐二朱判の発行を契機として推進された銀貨の計数貨幣化や幕末において数度にわたって実施された金・銀貨の改鋳は、当然のこととして、兌換準備となる秤量銀貨の流通量自体の減少、藩札の価値を裏付ける幕府貨幣自体の価値下落といった経路を通じて諸藩の藩札の価値や流通実態になにがしかの影響を及ぼしたとみられる。

そうしたなかで、藩札が概ね全国に普及した19世紀に入ると、全国通貨である幕府貨幣に対する地方貨幣として藩札は人々の生活のなかに交換手段として定着し、質・量の両面において幕府貨幣を補完する役割を果たすようになった。これらの点に関する研究としては、尾崎藩札を対象として幕末期における地方通貨としての藩札のあり方の変貌を議論した新保 博氏の研究（新保〔1991〕）、藩札発行高と草高（石高）との相関関係を統計的に検討した研究である西川・谷村〔1980〕、西川〔1982〕を挙げることができる。このうち新保〔1991〕は、19世紀以降にみられた地方領国における商品生産の拡大、農村における市場経済の一層の進展などを背景として、地方においては小額貨幣の不足という事態が一般化し、それが19世紀における藩札発行の急増につながったと論じている。このことはまた、藩札が全国貨幣である幕府貨幣の限界をカバーするという補完的役割を果たしたことを明確に示すものと解釈されている。

一方、西川・谷村〔1980〕は、萩・広島両藩における藩札発行・流通事情を通史的に振り返り、幕末における広島藩札の急激な価値低下は万延の改鋳による銀相場の人為的切り下げの影響を強く受けている可能性があり、「幕末ともなれば財政の窮乏だけで藩札を論じきことは難しいのではないか」と指摘している。次いで、藩札の貨幣としての流通性をマクロ経済的に検討することを狙いとして、山陽道諸藩を標本として『大日本貨幣史』第4巻所収の藩札残高の草高に対する回帰方程式が推定された。この推計に基づきえられた回帰線からの隔たり、あるいは回帰線からの偏差は、諸藩の藩札価格の高低をかなりよく説明しており、このことはまた、藩札の価値下落を議論するに際しては、流通価値の下落や札騒動発生の有無といった流通状況に関する事実の整理に加え、各種事実間の相互関係についての統計学的分析・検討を進めることの重要性を示唆しているといえよう。

（いわゆる金遣い経済圏をめぐる）

この間、戦後の藩札研究においては、このほか、次のような論点をめぐっても活発な論争が繰り広げられている。

第1は、いわゆる金遣い経済圏の存立可能性に関する論争である。この金遣いという概念は、藤本隆士氏や野口喜久雄氏が見いだした匁銭勘定（九州地方において広くみられる取引仕法で、表面的には銀建て取引に見えながらも実態としては金建てとなっている取引のことをいう）の存在を拡張するかたちで岩橋〔1980〕により提唱されたものであり、銭貨が単なる小額貨幣以上の役割を果たしている地域が九州、中・四国などの西日本を中心として「金遣い、銀遣いに同置される金遣い経済

圈」(岩橋 [1980])が存在していたのではないかと主張される。藩札との関連で錢遣いが問題となるのは、江戸時代後期以降、九州や東北地方において高額な錢札が発行されているからである。

この主張は、三貨制のもとで金・銀貨に対する補助貨幣としてこれまで軽視されてきた錢貨の貨幣としての役割・意義についての再考を求めるものであり、賛同する向きも多い。しかしながら、新保 [1980] が指摘するように、匁錢勘定は銀遣いのひとつであるほか、高額錢札の発行に関しても大量の錢貨授受に付随する不便さを解消するための手段として考えられることなどから、「錢遣いを金遣い・銀遣いと並置さるべき存在として認めることには、留保されねばならない」(新保 [1980])との見方も根強い。いずれにしても、錢遣いの存立可能性を議論するに際しては、匁錢札や高額錢札の発行がみられた背景、経緯や流通実態などについて、より詳細な分析や検討が求められているといえよう。

(藩札は信用貨幣か政府紙幣か)

第2は、藩札は信用貨幣か政府紙幣かという藩札の性格をめぐる論争である。この論争は、1980年に開催された社会経済史学会第49回大会の席上、田谷博吉氏により提起されたものである。すなわち、田谷氏は、信用貨幣とは銀行が振り出した兌換銀行券、あるいは銀行信用を基礎として流通している銀行貨幣のことをいい、そうした概念を単純商品流通の段階にある江戸時代の藩札に適用するには無理があるとして、作道洋太郎氏などによる藩札を信用貨幣として捉える見方を批判するとともに、藩札は藩当局の強制通用力を支柱とした政府紙幣であるとした。これに対し作道氏からは数度にわたって反論が行われているが、未だ決着をみるには至っていない。この問題についても、藩札の流通実態から検討するのが現実的なアプローチと思われる。

日本銀行調査局では『図録 日本の貨幣』第5、6巻において藩札を議論するに際し、藩札を信用貨幣のひとつとして位置づけている。これを上記論争との関連で見ると、日本銀行調査局は作道氏の立場を支持しているかに見えるが、両巻において藩札の項を担当した妹尾守雄氏がその後述べているように、むしろ作道氏とは「視角をやや異にし、いわば現物史的立場に基づく」(妹尾 [1975])ものとされている。すなわち、貨幣の発展をその素材面から捉えると、①物品貨幣、②鑄造貨幣、および③信用貨幣の3段階に分けられるが、自然財からなる物品貨幣や金属鑄という制度的貨幣以外の交換・流通手段はすべて信用貨幣の範疇に含まれるからである。そして、この場合、信用貨幣は、「契約と決済との間に時間的ズレがある経済的取引過程において生じる信用が、その債権債務当事者を越えて一般的流通性を持ち、貨幣として機能しうるもの」(妹尾 [1975])と定義される。

3. 委託研究からみた藩札の流通実態

日本銀行金融研究所では、山口和雄東京大学名誉教授の指導を受けつつ、藩札に関する理解の増進を目的として、地方在住の貨幣・金融史研究家に対し藩札の流通実態に関する資料収集および調査・研究報告の執筆を委託してきた。委託研究の対象となった藩数は合計27藩にものぼるが、そのうち13藩における藩札の流通実態については、『図録 日本の貨幣』第5巻においてすでに言及されている。したがって、これらの諸藩については、既往研究では十分解明できていなかった論点をさらに詳細に分析・検討することを狙いとして選択されたと考えられる。

今回の委託研究において新たに研究対象となった14藩に『図録』で採りあげられた27藩を加えると、合計41藩、藩札発行藩の約2割をカバーする事例研究が出揃ったことになる。本稿では、このうち流通実態についての記述がある33藩の発行事例を対象として、藩札の流通実態等に関する委託研究の成果を取りまとめることにした。

(1) 藩札の発行事由をめぐって

(藩札発行の第1号は福井藩、福山藩のいずれか)

まず最初に、初めて藩札を発行した藩はどこかという問題から考えることにしよう。先に指摘したように、山口 [1966]、日本銀行調査局 [1974] など、これまでの研究においては、寛文元年 [1661] の福井藩による藩札発行が最初とされている。一方、『福山市史』 [1968] や『広島県史』 [1973] には委託研究報告である渡部・土井 [1987] および山本 [1987] のほか、鶴岡 [1993] が述べているように、藩札自体は現在までのところ発見されていないものの、「水野様御一代記」には寛永7年 [1630] に福山藩の藩札発行が始まったという事実が記載されている。そしてまた、熊本藩の藩札発行に関する委託研究報告 (松本 [1990]) では、「備後福山藩では寛永7年以来、銀札、銭札を発行しており、領内ばかりでなく尾道など他領でも通用するほど繁盛していた」ことが明らかにされているほか、渡辺・土井 [1987] は隣藩の広島藩が福山藩札の領内での使用を禁止する触書を2度にわたって発出していた事実を指摘している。

熊本藩の史料において遠く離れた福山藩の藩札に関する記述がみられたのは、福山城主の水野勝成は寛永9、14年 [1632、37] と2度にわたって熊本入りしており、そうしたなかでみられた商人・武士間の相互交流を通じて福山藩の銀札が熊本藩の商人に伝わったためと考えられる。このように第三者たる熊本藩や広島藩の史料で福山藩の藩札発行が確認しえたということから判断すると、『福山市史』や『広島県史』が伝えるとおり、福山藩では寛永7年から藩札が流通していたと考えても間違いはないと思われる。

このほか、松本 [1990] においては、熊本藩では福山藩の藩札発行事例を参考にして承応3年 [1654]、藩札発行が企図されたことが記されている。こうした史料からは、1630年以降、藩札の発行を検討する藩がみられるようになってきたことが

窺えるが、それはまた、この時期、銀の大量流出に伴い国内的には銀・銀貨の不足が深刻化しつつあったこととも符合している。したがって、藩札を初めて発行したのは、福井藩よりもむしろ寛永7年〔1630〕の福山藩とするのが実態に近いのではないと思われる。

(藩札の発行事由)

次に、藩札の発行事由についてもう少し立ち入って検討しよう。これまでのところは、先に述べたように、藩札の発行事由としては藩財政の窮乏化が指摘されるのが一般的となっている。もっとも、藩財政が窮乏化するに至った背景を33藩を対象として検討すると、第4表に示したとおり、もともと財政構造が脆弱で借銀が多額にのぼっていたところに、天災、飢饉の発生に伴う年貢米の大幅減収、領外からの飯米の調達や土木修繕工事の実施など領民救済のための支出の増大、あるいは幕府による御役命令といった外生的ショックが加わり、藩財政の資金繰りが立ち行かなくなったことを契機とする事例の多いことがわかる。これはまた、多くの場合、領内経済の建て直しあるいは緊急避難のため、やむをえず藩札が発行されたことを示唆している。

第4表 藩札の発行事由

藩 名	発 行 時 期	発 行 事 由
福 山 藩	寛永7年〔1630〕	大規模な土木普請の費用調達のため
高 知 藩	元禄15年〔1702〕	元禄13年に発生した水害に伴い、飢民が続出したほか、財政が極度に逼迫したため
松 江 藩	延宝3年〔1675〕	延宝2年の大水害に伴う歳入欠損を補うため
和歌山藩	元禄15年〔1702〕	財政難の打開および増大する銭貨需要に対応した銭貨確保のため
岡 山 藩	延宝7年〔1679〕	年来の凶作、商品経済の発達に伴う藩支出の増大などを背景として大きく拡大した財政不足補填のため
宇和島藩	元禄11年〔1698〕	製紙業を中心とする殖産興業政策遂行に必要な所要資金の調達のため
福 岡 藩	元禄16年〔1703〕	福岡藩は櫛蠟の生産で財政も豊かであったが、大火および凶作に伴い藩財政が窮乏化したため
熊 本 藩	宝永元年〔1704〕	三度にわたる洪水の発生を契機とする財政窮迫の打開のため
秋 田 藩	宝暦4年〔1754〕	宝暦の大飢饉により疲弊した財政救済および藩士生活扶助のため
弘 前 藩	宝暦6年〔1756〕	前年の大飢饉で疲弊した藩財政建て直しのため
姫 路 藩	文政3年〔1820〕	藩財政難の打開および他国藩札通用禁止に伴い生じた商取引上の不便解消のため
加 納 藩	安政6年〔1859〕	富札興業廃止に伴う藩財政の悪化を補填するため
盛 岡 藩	文政元年〔1818〕	凶作による飢民の救済、莫大な松前出兵費用負担に伴う財政の悪化および貨幣の領外流出に対応するため。加えて、仙台通宝という悪貨流入に伴い、正銭が保蔵され、銭貨不足が著しくみられたため

このように考えると、諸藩が藩札発行に至った事由の検討に際しては、単に財政逼迫化を指摘するにとどまらず、その背景を構成する幕藩体制下での諸藩の財政構造面での特徴と頑健性や、天災、飢饉の発生などといった外生的な財政逼迫要因の有無にまでさかのぼって議論する必要があるといえよう。とくに、東日本では藩札発行が少なく、しかもその大部分が江戸時代後期に集中していることに関しては従来、経済発展の後進性を反映したものと考えられてきた。しかしながら、今回の委託研究報告では、沢井〔1990〕により「江戸時代前期における盛岡（南部）藩の経済的豊かさ」が強調されるなど、年貢米収入に特産物の領外販売を通じた現金収入を含めた藩財政のあり方に関する再検討の重要性が指摘されている。というのも、東北地方所在の諸藩は古くから銀・鉄などの鉱物のほか、馬、藍、俵物などといった米以外の商品生産が活発に行われており、そうした商品の売買を通じて領外から正貨が流入する結果、藩の財政基盤は確固としており、藩札発行に対する依存が相対的に低くなると考えられるからである。

加えて、これまでの藩札研究においては藩財政収入のほとんどは年貢米であると暗黙のうちに想定の上、藩財政のあり方が議論されているが、そういった想定は本当に正しいのだろうか。江戸時代は農業中心の社会と捉えられる傾向が強いが、網野〔1993〕が指摘するように、江戸時代においても商業取引が全国規模で活発に行われていたとすると、競争力のある特産物を有する藩では年貢米の売却以外の現金収入も多額にのぼるとみられる。このため、諸藩の財政構造、正貨準備高と藩札の通用力との関係を議論するに当たっては、各藩ごとに財政収入の内容を洗い直す必要があるといえよう。

（2）藩札の流通形態と流通実態

（流通形態としては混合流通も少なくない）

第5表は、委託研究報告等に基づき藩札発行実績のあった33藩における藩札の流通実態を藩別・時代別に示したものである。この表から藩札の流通実態を探ると、次の3点が指摘できよう。

第1に、藩札の流通形態に関しては従来、領民保有の正貨を藩札との交換により藩庫に吸収のうえ藩札のみを支払手段とする「専一通用が純粹領国型を中心として支配的」（作道〔1961〕）と考えられていたが、今回の委託研究報告のとりまとめの結果、第5表からも明らかなように、正貨と藩札との併用を認める混合流通を採用した藩も少なくないことが判明した。江戸時代を通じてほぼ一貫して混合流通を採用していた藩としては、33藩のうち名古屋藩、尼崎藩、福岡藩、熊本藩、高松藩の5藩が挙げられる。この藩札と正貨との混合流通は、作道〔1961〕によれば、大名領国の飛び地・幕府領など領主権力が微弱で商人・地主階級が商業経済を支配している特殊領国型紙幣にみられる特徴とされてきたが、上記諸藩をみる限り、必ずしもそうとはいいい切れないようである。

第5表 藩別・年代別にみた藩の流通状況（その1）

	初期（寛文元年 [1661] ～宝永4年 [1707]）			中期（享保15年 [1730] ～享和4年 [1804]）			後期（文化元年 [1804] ～慶応4年 [1868]）		
	札名および発行期間	流通形態	備考	札名および発行期間	流通形態	備考	札名および発行期間	流通形態	備考
福山藩 (備後、10.1万石)	銀札・銭札 寛永期	混合流通	○ 銀札の信用度はかなり高く、正銀とともに流通し、兌換も円滑に行われていた。このため、隣藩の広島藩尾道町での商取引にも利用されている。なお、銭札は尨銭札とみられる。						
	銀札 延宝・寛文期	混合流通	○ 畳表、木綿などの諸特産物の商取引の発展を基礎として広く普及。他国商人による領内商事については、正銀を銀札に兌換のうえ銀札遣いを徹底させ、他国正銀の藩庫への吸収にも注力（元禄11年 [1698] の金銀在高は銀換算1,350匁程度）。 ・領内はもとより、讃岐高松、同丸亀、備前・備中、安芸などの領外町方の一部においても流通。						
堀井藩 (建前、32万石)	銀札 寛文元年 [1661] ↓ 享和4年 [1687]	混合流通	○ 享和4年の藩主再封（「貞享の太刀」）の折に銀札を廃止し、札銀100匁につき小判1両の割合で正銀に交換。	銀札 享保15年 [1730] ↓ 享和3年 [1803]	専一流通	・藩札発行解禁に伴い、享保15年 [1730] より発行を再開。藩士に対しては、その身分に応じて一定額の藩札を貸与（享保の御貸札、返済は10年賦）。 ・藩札と正銀との交換がしばしば差し止められたこともあって、銀札は嫌われ、ひそかに金銀が流通した。このため藩当局では、大坂の有力商人や領内の富裕者を札元あるいは元締に指名のうえ、その流通力維持に努めたが、流通の円滑さに欠けていた。	銀札 文化元年 [1804] ↓ 天保15年 [1844]	専一流通	・藩札はかなり盛んに流通するようになったが、天保7、8年 [1836～37] の凶荒に伴う米価高騰のなかで藩札の価値も著しく下落した。 ・その後、新札発行、旧札整理策が奏功し、藩札の流通も好転。とりわけ、安政6年 [1859] の物産総会所を中心とした生糸、その他の繊維品や茶、醤油などに対する専売制の適用という産業振興政策の実施を契機として藩財政も大きく立ち直り、これが藩札の流通性を支えた。
	銀札 元禄15年 [1702] ↓ 宝永4年 [1707]	専一流通	○ 銭遣いについても1匁相当額を限度とし、それ以上は札遣いとされた。				金・銀札 慶応2年 [1866] ↓ 同4年 [1868]	混合流通	・慶応から明治にかけて財政赤字ファイナンスのため大量の藩札が濫発され、その結果、藩札の相場は大きく下落し、藩内の混乱は言語に絶するものがあった。
高知藩 (土佐、24万石)	銀札 寛文3年 [1663] ↓ 元禄16年 [1703] ↓ 宝永4年 [1707]	不詳 専一流通	・発行後たちまち商取引に支障をきたしたほか、正貨の使用を要望する声が高まったため、約8カ月間で通用を停止。 ・流通状況が徐々に悪くなったため、藩当局は自主的に銀札廃止に踏み切った。銀札の正銀との引き替えに際しては、各人所有高の1/3を正銀と引き替え、残り2/3については10カ年以内に漸次交換する旨布告。			・明和3年 [1766] 以降、幾度か藩札の発行が計画されたが、発行には至らなかった。			

○：円滑ないし比較的順調に流通
△：価値下落などがみられたものの、一応は交換手段として機能
×：土民から嫌忌されたり、札騒動が発生するなど円滑さを欠く

第5表 藩別・年代別にみた藩の流通状況（その2）

	初期 (寛文元年 [1661] ~ 宝永4年 [1707])	中期 (享保15年 [1730] ~ 享和4年 [1804])	後期 (文化元年 [1804] ~ 慶応4年 [1868])
	札名および 発行期間 流通 形態 状況	札名および 発行期間 流通 形態 状況	札名および 発行期間 流通 形態 状況
名古屋藩 (尾張、61 ^{万石})	寛文6年 [1666] ↓ 同8年 [1668]	米切手 寛政4年 [1792] ↓ 嘉永元年 [1848]	米切手 天保14年 [1843] ↓ 嘉永元年 [1848]
	・ 郊外取引の増進から藩内の商業に対する悪影響が危惧されるに至ったため、1年半で札遣いを停止。	・ 発行後約10年の間は藩当局が発行限度を遵守するとともに富商から課徴金を徴収する正貨準備の維持に努めたこともあって、米切手は正貨並みの流通力をえていた。その後、享和2年 [1802] ごろから米切手の市価が低下しはじめるとともに正金への兌換に際しては添銀というかたちで手数料を徴求されるようになった。これに対し、藩当局では兌換資金の調達などにより米小切手の価値維持に努めたが、事態が大きく改善をみるまでには至らなかった。 ・ 天保期 [1830~44] に入ると、藩財政が破局に瀕したことに伴い、発行限度(12万石)を超えて濫発されるようになった。この結果、添銀相場も大きく上昇した。こうした状況下、藩当局では徳川幕府からの資金援助を仰いで米切手の回収、整理に努め、嘉永元年 [1848] には小切手の通用が停止された。	・ 幕府から融通を受けた「御私錢」を兌換準備として発行されたが、この銭切手に対する世評はかなり良好であった。もっとも、この銭切手も嘉永元年、米切手とともに廃止となった。
松江藩 (出雲、18 ^{万石})	銀札 延宝3年 [1675] ↓ 宝永4年 [1707]	銀札 享保15年 [1730] ↓ 享和4年 [1804]	連判札 文化元年 [1804] ↓ 慶応4年 [1858]
	・ 紙質が劣悪なこととあって藩札への信頼度は低く、正貨との交換比率が低下し、宝永2年 [1705] には額面を3~4割方下回る。札騒動もみられた。	・ 享保15年以降の時期は毎年の凶作で米の収納も大幅な減少を余儀なくされるなど、藩財政は深刻な状況にあった。このため、16年以降銀札の相場が暴落するとともに、札騒動もしばしばみられた。こうしたなかで、17年に藩札通用を停止。その後も藩札の発行、廃止が数度にわたって繰り返されたが、藩札の信用は低く、通用不振の状態にあった。 ・ もっとも長年にわたる藩札通用のなかで、商人も支払手段としての紙幣の利便性を評価しており、天明4年 [1784] ~ 寛政元年 [1789] までの銀札通用禁止中は「預り差紙」と呼ばれる私札が商人相互の間で流通していた。	・ 有力町人により土地などを担保として3~4名連署のうえ発行された請負型の藩札のことを連判札という。連判札は通常の藩札以上の信頼をえていた。
鳥取藩 (因幡、32 ^{万石})	銀札 延宝4年	銀札 享保16年	銀札 享和元年
	・ 藩札発行の準備として、岡山、松江藩に對する実情調査を実施。	・ 享保18年に藩士救済のため発行された「御貸札」は、正貨との兌換が半年間滞	・ 文政 [1818~30] のはじめごろまでは、鳥取藩札の信用度は高く、近隣諸藩にま

○：円滑ないし比較的順調に流通
△：価値下落などがみられたものの、一応は交換手段として機能
×：土民から嫌忌されたり、札騒動が発生するなど円滑さを欠く

第5表 藩別・年代別にみた藩の流通状況（その3）

○：円滑ないし比較的順調に流通

△：価値下落などがみられたものの、一応は交換手段として機能

×：土民から嫌忌されたり、札騒動が発生するなど円滑さを欠く

	初期（寛文元年 [1661] ～宝永4年 [1707]）			中期（享保15年 [1730] ～享和4年 [1804]）			後期（文化元年 [1804] ～慶応4年 [1868]）		
	札名および発行期間	流通形態	備考	札名および発行期間	流通形態	備考	札名および発行期間	流通形態	備考
鳥取藩 (国庫、32.5万石)	[1676] ↓ 宝永4年 [1707]		・藩政府では、銀札の流通促進を狙いとして、①札の種類の整理（1匁～2分までとし、その他の小札、大札は発行中止）、②町方による両替の自由化、など種々の対策を講じたが、銀札の流通力に対する不安が根強かった。このため、札の相場も下落し、延宝8年には3分札（24文の価値）は銭1文と等価になった。この間、藩政府で延宝7年、正銀と銀札との引替打歩を1割としたうえで承認した。	[1731] ↓ 元文元年 [1736]		置かれたことを主因として、世上の信用を維持することができず、翌年通用停止となる。この御買札の信用度低下が飛火するからたちでその他の銀札の信用性も大打撃を受け、銀札は元文元年にすべて廃止された。 ・宝暦4年 [1754] に銀札発行が再開され、その後はおおむね良好に流通した。しかしながら、宝暦13年 [1763] に、銀札に対する通用不安が高まるなかで、伯耆国より持ち込まれた大量の銀札が引替不能となったことを契機として銀札騒動が生じた。こうしたなかで、銀札1匁の正貨との交換比割が70文から60文へと切り下げられたことがさらに人心の動揺を招き、騒動を大きくし、銀札の価値も著しく下落した。 ・差発傾向にあった銀札発行の引き締めを狙いとして、通札については米で引き替えることとしたほか、空札730貫匁を焼却処分にしたことなどが奏功し、おおむね事なく流通していた。そうしたなかで、藩札に対する信用も漸次向上し、安永3年 [1774] には銀札1匁の価値も従来			で流通していたが、その後、財政窮乏を背景として正貨との引き替えが渋滞するようになり、つれて銀札相場も急落した（金1両当たりの銀札相場：文政2年、85匁→文政12年、580匁）。そうしたなかで札騒動が生じただけでなく、銀札相場の人為的操作により利鞘を稼ぐようとする動きもみられた。
				銀札 安永元年 [1772] ↓ 享和3年 [1803]	専一流通	○			
萩藩 (長門、36.7万石)	銀札 延宝5年 [1677] ↓ 宝永4年 [1707]	混合流通	・財政赤字ファイナンスを目的とした不換紙幣として発行されたこともあって発行後まもなく価値が下落し、「五倍重」と称されるように額面価値の1/5で通用していた。	銀札 享保16年 [1731] ↓ 元文4年 [1739]	専一流通	×	銀札	混合流通	・その後も引き続き銀札は増発されたが、文政12年 [1830] に設立された産物会所を経由した専売制の実施を契機とする藩財政の好転もあって、比較的安定的に通用した。

○：円滑ないし比較的順調に流通
 △：価値下落などがみられたものの、一応は交換手段として機能
 ×：土民から嫌忌されたり、札騒動が発生するなど円滑さを欠く

第5表 藩別・年代別にみた藩の流通状況（その4）

	初期（寛文元年 [1661] ～宝永4年 [1707]）			中期（享保15年 [1730] ～享和4年 [1804]）			後期（文化元年 [1804] ～慶応4年 [1868]）		
	札名および発行期間	流通形態	備考	札名および発行期間	流通形態	備考	札名および発行期間	流通形態	備考
萩藩 (長門、36.9万石)									
小倉藩 (豊前、14万石)	銀札 延宝6年 [1678] ↓ 宝永4年 [1707]	不詳	・領内にとどまらず、豊後、筑前、長門など隣国諸藩においても流通していた。	銀札 宝暦3年 [1753] ↓ 享和3年 [1803]	混合流通	・元文元年 [1736] の改鑄に際して実施された新銀貨との増歩交換は、この銀札離れをさらに促進し、結局、元文4年になって通用禁止となった。 ・事実上破綻した藩財政の穴埋めを狙いとして、宝暦3年、藩札発行を再開。享保・元文期の失敗を反省のうえ、銀札の管理を町人に譲り負わせ、銀札の濫発に陥らないよう努めるとともに、正貨との兌換はいつでも可能としたが、領民の銀札に対する不安は根強かった。	銀札	混合流通	・台風被害に伴う藩財政の疲弊を背景として銀札の価値も文政元年 [1818] の銭60文から天保2年 [1831] には18文にまで低落。こうした藩札の価値下落を追認するかたちで家臣給米の買上げ相場も1石＝銀63匁に対し、藩札では385匁に決定された。 ・天保3年 [1832]、大坂商人平野屋を領主とする新札（平野屋札）を発行。この平野屋札の信用は高く、ほぼ額面で通用していたが、平野屋札と混合流通していた古札の価値は低かった。ちなみに、天保3年の御買上米相場は平野屋札では1石＝70匁であったのに対し、古札では437匁5分となるなど、藩札価値の現状は商品価格に反映されていた。 ・この間、天保期においては、領内の有力商人が自己経営の安定、拡大を図るべく、自らも私札を発行するようになったが、それがまた藩札の通用を妨げたようである。
和歌山藩 (紀伊、55.5万石)	銀札 延宝6年 [1678] 銀札 元禄5年 [1702]	不詳 専一流通	・幕府の許可をえずに独断で発行された銀札であったため、幕府のとがめにあって、発行後間もなく中止に至った。 ・幕府による札運禁禁令に基づき銀札運停止の題状発出後、諸物価が高騰したり、商取引が停滞したといった事実から判断	銀札 享保15年 [1730] ↓ 同18年 [1733]	専一流通	・過剰発行の結果、銀札の引き替えが十分に行われなくなってきたほか、物価も高騰した。そうしたなかで突然札運いが停止され20%という交換比率で正貨に引き換えられた。	銀札 文政6年 [1823] ↓ 慶応4年 [1868]	専一流通	・文政6年、伊勢国松坂領内通用の銀札（いわゆる松坂札）を発行。松坂は、近隣の山田羽書や津藩札流入に伴う年貢米収納代現金化に要するコスト削減や財政難への対応を目的として発行されたが、松坂出身の大富豪である三井組を

第5表 藩別・年代別にみた藩の流通状況（その5）

○：円滑ないし比較的順調に流通

△：価値下落などがみられたものの、一応は交換手段として機能

×：土民から嫌忌されたり、札騒動が発生するなど円滑さを欠く

	初期（寛文元年 [1661] ～宝永4年 [1707]）			中期（享保15年 [1730] ～享和4年 [1804]）			後期（文化元年 [1804] ～慶応4年 [1868]）		
	札名および発行期間	流通状況	備考	札名および発行期間	流通状況	備考	札名および発行期間	流通状況	備考
和歌山藩 (紀伊、55.5万石)	↓ 享保15年 [1730]	○	すると、銀札は交換手段として円滑に流通していたと考えられる。 ・札運停止に際しては、銀札100両に銀貨20両という交換比率をもって銀札を回収。					×	発行元としたことから信用力も高く、幕末まで広く流通した。 ・次いで天保6年 [1835] には藩銀全体を対象として若山札が発行されたが、藩発と藩札盛行のため、信用が低下し、本来は銀100文前後である銀札1両の価値は明治維新後にはわずか8文にまで低下した。
岡山藩 (備前、27.5万石)	銀札 延宝7年 [1679] ↓ 宝永4年 [1707]	○	・備後福山藩札を参考にしつつ藩札発行に関する仕組みを周到に検討のうえ藩札を導入。なお、正銀準備高は3割とふんでいた。	銀札 享保15年 [1730] ↓ 宝永5年 [1755]	○	・時として銀札の引き替えに支障を来すこともあったが、本銀専売による利益が銀札発行を支えたことから、安政の札潰れまでの100余年の間、比較的平穩に流通した。	銀札	○	・嘉永年間にはいると、幕令による房総警備に伴う支出の増大、相次ぐ天災に伴う年貢米収入の減退などを背景として、藩財政は危機的な状況に陥った。そうしたなかで藩札が濫発され、銀相場が暴落し、安政元年 [1854] には大根1本1両となった（安政の札潰れ）。その結果、藩内は恐慌状態に陥り、町中の士民は引き替えのため札場に殺到した。この事態に対処するため、藩当局では藩札の価値を1/10に切り下げた。
徳島藩 (阿波、25.7万石)	銀札 天和元年 [1681] ↓ 宝永4年 [1707]	△	・藩政府では、銀札の流通促進のため、専売品である藍や塩その他諸商品の買上げに際しては、すべて銀札で支払うなどしたが、その流通は必ずしも順調ではなかった。	銀札 享保15年 [1730] ↓ 宝永5年 [1755]	△	・藩内に多数ある港での取引に際しては正貨が必要であるとして、享保19年 [1734]、銀札と正貨との混合流通に変更。銀札の流通は必ずしも順調ではなかった。			
久留米藩 (筑後、21万石)	銀札 天和元年 [1681] ↓ 宝永4年 [1707]	△	・宝永元年 [1704]、在方先納銀の徴収などに伴い兌換準備を確保したうえで銀札を発行したが、藩財政の困難化を反映して流通力はさほど高くはなかった。	銀札 享保15年 [1730] ↓ 同20年 [1735]	×	・享保17年のいわゆる享保の飢饉の際に濫発された結果、銀札の価値が著しく低下し、その後漸くして使用停止となった。 ・また、宝暦3年 [1753]、天明4年 [1784] にも銀札が発行されたが、濫発が士民の不信を招き、いずれも流通が停滞した。	銀札	×	・文化4年 [1807] 以降、各種の藩札が発行されたが、結局のところ、いずれも濫発の弊を免れえなかった。
津藩 (伊勢、27.9万石)	銀札 天和2年 [1682]	不詳	不詳	銀札 安永4年 [1775] ↓ 享和3年	○	・この銀札は銀60両を金1両とする60両札として発行された。正貨との引き替えを担当する銀札会所は、引替請求をできるだけ抑制する狙いから、遠く離れた飛地である大和国古市に設置された。	銀札	○	・文化11年 [1814] には銀4両札も発行。 ・嘉永元年 [1848] には、藩内の有力商人を札元とする銀札を1万両発行したが、そうした商人の悪い信用力を背景として価値を維持し、明治維新までの間、

第5表 藩別・年代別にみた藩の流通状況（その6）

	初期（寛文元年 [1661] ~ 宝永4年 [1707]）			備考	中期（享保15年 [1730] ~ 享和4年 [1804]）			後期（文化元年 [1804] ~ 慶応4年 [1868]）			
	札名および 発行期間	流通 形態	流通 状況		札名および 発行期間	流通 形態	流通 状況	札名および 発行期間	流通 形態	流通 状況	
津藩 （伊勢、27.9万石）											
仙台商 （陸前、28万石）	金札 天和3年 [1683] ↓ 元禄2年 [1689]	専一 流通	×	・兌換が一切認められなかったことから、 金札の使用が嫌忌され、やがて通用しな くなった。 ・前回と同様に失敗し、藩札に対する暴動 も発生。	銀札 [1803]	専一 流通	×	・この銀札は正金との引き替えが限定され るなど、事実上は金札の代用として発行 されたが、たちまち価値が下落し、5カ 月後には強制通用力を失って単なる紙切 れと化した。	専一 流通 （昇 札） （其 他）	○ （昇 札） × （其 他）	
	金・銭札 元禄17年 [1704] ↓ 宝永3年 [1706]										
尾崎藩 （摂津、4万石）	銀札 貞享4年 [1687] ↓ 宝永4年 [1707]	混合 流通	○		銀札	混合 流通	○	・藩札の流通性を確保するために、十分 な兌換準備の保有および領内の貨幣需要 に対応した発行量の維持が不可欠との認 識の下、「御救銀札」（不動産質による郷 村への銀札貸付）、適当な不動産を質物 として提供した者への札元への登用とい った方策が採用された。 ・このほか、信用度の高い商人を札元とし て兌換を保証させようで、発行された 銀札は、不動産金融の方法によって希望 者に貸し付けられた。	混合 流通	△	・尾崎藩の財政危機を表面化とともに兌換請 求の動きが高まり、天保5年 [1834] になると、兌換の一時停止に追い込まれ た。そうしたなかで、銀札も減価通用さ れるようになり、天保12年には額面金額 の20%で流通していた。 ・藩政府は古銀札の回収に努める一方で、 通貨の安定的供給を狙いとして、有力商 人を札元に登用し、藩財政との関わりを 低めるよう努めた。
三次藩 （安芸、1632~1720）	銀札 貞享4年 [1687] ↓ 元禄15年 [1702]	専一 流通	×	・寛文期以降の増額のための額内正貨吸収 策として発行されたが、産米の結果、兌 換も滞るようになったことから信用を失 い、通用力も大きく低下した。							
宇和島藩 （伊予、10万石）	銀札 元禄11年 [1688] ↓ 宝永4年 [1707]	混合 流通	○	・国産品専売制の実施に伴う正貨の流入も あって、藩札の流通性は高く、当初は城 下の家屋中と町方に限定されていた札遣い も藩内一般に認められるようになった。 ・宝永4年の札遣い停止にもかかわらず、 銀札は引き続き流通していた模様。	銀札	混合 流通	△	・享保の大飢饉を背景に藩財政が窮乏化す るなかで、銀札と正銀との兌換が停止さ れたことから、銀札の価値は下落。	混合 流通 （改 期） ↓ ○ （天保）	△ （改 期） ↓ ○ （天保）	

○：円滑ないし比較的順調に流通
△：価値下落などがみられたものの、一応は交換手段として機能
×：土民から嫌忌されたり、札騒動が発生するなど円滑さを欠く

第5表 藩別・年代別にみた藩の流通状況（その7）

○：円滑な比較的原調に流通
△：価値下落などがみられたものの、一応は交換手段として機能
×：土民から嫌忌されたり、札騒動が発生するなど円滑さを欠く

	初期（寛文元年 [1661] ～宝永4年 [1707]）			中期（享保15年 [1730] ～享和4年 [1804]）			後期（文化元年 [1804] ～慶応4年 [1868]）		
	札名および発行期間	流通形態	備考	札名および発行期間	流通形態	備考	札名および発行期間	流通形態	備考
宇和島藩 (伊予、10万石)									[1810]、藩政府が1日当たりの正貨引替額を銀3貫目に制限したのを契機として銀札騒動が発生。 ・もともと、天保期以降は、文政期の殖産興業、富国策を基軸とする藩政改革により財政収支が大きく改善し、余剰となったことであって、銀札は安定的に通用していた。この間、文政期以降は銀本位制から金本位制に移行した可能性が高い。
会津藩 (岩代、23万石)	金・銀札 元禄13年 [1700] ↓ 同16年 [1703]	混合流通 ↓ 専一流通	・金札発行に際しては兌換準備がほとんど用意されておらず、事実上は不換紙幣として発行されたことでもあって、一般に金札の使用が嫌忌され、兌換請求や正金還蔵が後を絶たなかった。もともと、そうした行為の実施にはかなりの困難を伴ったため、いきおい銀貨が返蔵されるようになり、事態打開のため銀札が発行された。 ・藩政府では酒屋統制を行い、酒造高の制限により余剰となった残余米を藩札で買入れ、領外に移出のうえ正貨を入手し、引替準備の充実に回ろうとしたが、藩札の流通はますます困難となり、元禄15年には金札通用が停止されたのに続き、翌年には銀札の利用も停止された。						
富山藩 (越中、10万石)	銀札 元禄16年 [1703] ↓ 宝永4年 [1707]	混合流通	・この銀札は藩士救済のため藩士への資金貸与手段として導入されたが、兌換準備の払戻とともに価値が下落し、宝永期には札騒動もみられた。	銀札 享保16年 [1731] ↓ 元文元年 [1736]	専一流通	・銀札の専一通用が規定されていたが、必ずしも守られなかったほか、正貨の兌換性が強調されるなど、銀札に対する信用度はかなり下落していた。 ・寛政のころから蓄意が発行した銀札が流通していたが、これは藩府手方の命令に基づき発行されたものであり、その意味で実態としては藩札そのものであった。銀札の信用はさほど高くはなかった。	預り手形	混合流通	・預り手形はまた、藩財政赤字補填のため銀手形を中心に濫発されたことから化政期においてその信用が下落していった。そうしたなかで加賀藩においては流入した銀手形の使用が停止されたことを契機としてさらに流通価値が低下し、文政5年5月には金1両が銀手形18貫450文、公定相場は15程度にまで下がった。 ・これに対し、藩政府では、天保4年[1833]以来、親母子請を広く強制興業し、その益金の一部をもって銀手形の消し込みに当たった。

第5表 藩別・年代別にみた藩の流通状況（その8）

	初期（寛文元年 [1661] ～宝永4年 [1707]）			中期（享保15年 [1730] ～享和4年 [1804]）			後期（文化元年 [1804] ～慶応4年 [1868]）		
	札名および発行期間	流通形態	備考	札名および発行期間	流通形態	備考	札名および発行期間	流通形態	備考
富山藩 (越中、10万石)							金札 [1848] ↓ 安政2年 [1855]	混合流通	・金札は町人から調達した金を兌換準備として発行された。この金札も安政2年 [1855] の富山大火を契機に増発されるに及び、藩内の金融は再び混乱に陥り、翌年金札は運用差し止めとなった。
相模藩 (筑前、52.3万石)	銀札 元禄16年 [1703] ↓ 宝永4年 [1707]	専一流通	△ ・財政窮乏の打開策として発行されたものであり、銀札兌換の意図も当初から弱かったため、その価値は次第に下落し、宝永4年になると米価が高騰する一方で売り惜しみがみられるようになった。	銀札 寛政8年 [1796] ↓ ?	混合流通	○ ・この銀札は、藩政の専断利権に伴う種々の買上げ資金のため発行されたが、発行高が比較的小額であったことに加え、正貨との引き替えも煩雑であったことなどから、円滑に流通していた。	銀札 天保4年 [1833] ↓ 同7年 [1836]	不詳	・財政赤字ファイナンス手段として発行されたことから、信用度が低く、しかも引き替えも円滑に進まなかったため、価値が大きく下落し、結局、停止に追い込まれた。 ・このほか、幕末までの間、きわめて多量の銀札や為替手形が領内通貨として利用されていたが、そのなかでも野田屋小切手と呼ばれる為替手形の信用度は高く、正貨と同様に円滑に流通していた。
広島藩 (安芸、39.5万石)	銀札 宝永元年 [1704] ↓ 同4年 [1707]	専一流通	○ ・藩では、銀札遣い徹底のため、廣造取締りと称して領内を巡回。もともと、幕府による銀札通用禁止後は流通が大きく、銀札は正銀に対し価値を減じた。	銀札 享保15年 [1730] ↓ 宝永9年 [1759] 銀札 [1759] ↓ 明和元年 [1764] ↓ 享和4年 [1804]	専一流通	× ・凶作飢饉を契機として享保17～18年にかけて銀札恐慌に見舞われたが、大坂商人からの正貨融通で鎮静化。 ・宝永9年、幕令により札遣いが禁止され、宝永9年、幕令により札遣いが禁止され、生し、事態打開のため札遣いを禁止し、正貨流通に切り替えられた。 ・その後、明和元年になって士民からの札遣いに対する要求もあって銀札発行が再開され、順調に流通。	銀札 文化元年 [1804] ↓ 嘉永5年 [1852]	専一流通	・もともと、文政期に入ると、札遣の正銀両替要請が相次ぎ、藩札価値が下落し、公定相場を崩壊させる銀歩高値の取引が横行するようになった。そしてまた、天保期には凶作、大飢饉の発生を契機として藩財政が極度に圧迫され、赤字ファイナンスのため銀札が増発された。その結果、米価で藩札価値をみると、配後米相場を基準として約1/10まで低下することになった。 ・これに対し、藩政府では藩札の整理や有力商人による銀札預り手形の発行などの対策を講じたが、嘉永2年 [1849] には札騒動が起こった。そうした流れのなかで、嘉永5年に至り、藩札の通用が停止された。
秋月藩 (筑前、5万石)	銀札 宝永元年 [1704] ↓ 同4年 [1707]	専一流通	△ ・秋月藩では、元禄、宝永の改鋳に伴い銀貨価値が大きく下落したことへの対応として、60文銭、80文銭を銀1匁として計算する匁銭勘定が成立。この銀札も匁銭勘定で発行されたが、札価値は下落の一途をたどった。	銀札	専一流通	不詳	銀札	専一流通	・文政期に発行された藩札には、實額としての性格をもたせさせるため記番号が記され、その当たり籤との引き替えをもって小切手の回収が図られた。

○：円滑ないし比較的順調に流通
△：価値下落などがみられたものの、一応は交換手段として機能
×：札騒動が発生するなど円滑さを欠く
×：士民から嫌忌されたり、札騒動が起った。

第5表 藩別・年代別にみた藩の流通状況（その9）

	初期（享文元年 [1661] ～宝永4年 [1707]）			中期（享保15年 [1730] ～享和4年 [1804]）			後期（文化元年 [1804] ～慶応4年 [1868]）		
	札名および 発行期間	流通 形態	備 考	札名および 発行期間	流通 形態	備 考	札名および 発行期間	流通 形態	備 考
水戸藩 (常陸、35万石)	金札 宝永元年 [1704] ↓ 同4年 [1707]	専一 流通	○ ・金札の損傷に伴い、額面価値が減ずるとの誤解や贋札の登場などにより一時的に混乱が生じたこともあったが、概ね順調に通用。			・その後、水戸藩では幕府の許可を得て鑄銭事業を営み、その利潤を財政再建に充てていたため、藩札の発行はなかった。			
熊本藩 (肥後、47.5万石)	銀札 宝永元年 [1704] ↓ 同4年 [1707]	○	○ ・備後福山藩の事例を参考にして承応3年 [1654] に藩札の発行を企図したのは宝永元年になってからのこと。 ・藩札自体は有効に機能していたが、札遣い禁止令が發布されるとの噂が高まるにつれパニック的に引替要請が増大し、混乱を極めた。	銀札 享保18年 [1733] ↓ 延享3年 [1746]	混合 流通	× ・現銀の準備もなく藩倉で行われたこと もあって藩札の信用度は低く、翌年には6、7割引で取引されるなどその価値は大きく下落した。加えて、藩札の受け取りを拒否する動きもみられるように嫌忌される度が高まった。元文元年 [1736] 以降、数度にわたって札騒動が発生し、結局、延享3年に通用停止となった。 ・その後、宝暦の改革が奏功し、財政も持ち直した。そうしたなかで、藩札に代わって民間の商人が発行した銭預り（銭の預り手形）が流通していた。 ・寛政4年に至り、財政窮乏のため、銭札が発行された。銭札は正貨の裏付けなしで発行されたため、その流通価値は正貨を下回っていたが、現銀不足の状況下、小額札を中心に円滑に流通していた。	銭札	混合 流通	・化政期以降も財政補填のため銭札が多発されたが、質劣としてスムーズに機能していた。
丸亀藩 (讃岐、5.4万石)	銀札 宝永2年 [1705] ↓ 同4年 [1707]	専一 流通	不詳	銀札 [1792] ↓ 享和4年 [1804]	混合 流通	△ ・引替正銀の不足、藩財政の悪化などを背景として、藩札に対する信用度はさほど高くはなく、札騒動が時として発生していた。	銀札	専一 流通	○ ・寛政年間からはじまった砂糖の生産拡大に伴う正銀流入量の増大もあって、ペリ一来航までは円滑に通用していた。 ・安政期に入ると、異国船御手当、大地震による江戸屋敷の大破など財政圧迫要因が重なったことから、藩財政も再び大きく悪化、藩札と正銀との引き替えも制限されるようになった。そうしたなかで藩札価値も低下していったが、これに対し藩政府では封札による流通量の圧縮、綿、砂糖など特産品に対する統制の強化、領内での借上金の実施といった方策を講じた。

○：円滑ないし比較的順調に流通
△：価値下落などがみられたものの、一応は交換手段として機能
×：土民から嫌忌されたり、札騒動が発生するなど円滑さを欠く

第5表 藩別・年代別にみた藩の流通状況（その10）

	初期（享文元年 [1861]～宝永4年 [1707]）			中期（享保5年 [1730]～享和4年 [1804]）			後期（文化元年 [1804]～慶応4年 [1868]）		
	札名および 発行期間	流通 形態	流通 状況	備考	札名および 発行期間	流通 形態	流通 状況	備考	備考
丸亀藩 （諸般、5.4万石）									たが、これが奉功し藩札の信用も漸次回復し、文久2年 [1862] には額面で通用するようになった。そして、この傾向は明治期に入っても続いた。
府内藩 （豊後、2.12万石）					銀札 宝暦3年 [1753] ↓ 享和4年 [1804]	専一 流通	△	・藩札は領内外で支払手段として広く流通していたが、天明期 [1781～89] に入ると、藩財政の悪化を背景として藩札の流通価値は大きく低下するようになった。	・文政元年 [1818]、人心の動揺から札騒動が発生。その後も、藩札の価値はさらに下落し、同8年には札1匁6分前後にまで低下するなど、事実上崩壊した。これに対し、藩当局では大坂の豪商に支援を依頼し、その後、銀札の運営は全面的に大坂の財閥に委ねられることになった。
秋田藩 （羽後、20.88万石）					銀札 宝暦4年 [1754] ↓ 宝暦7年 [1757]	専一 流通	×	・藩財政破綻のため町人請負札として発行されたが、銀札をめぐる不祥事が相次いだことから、3年後に廃止となった。なお、銀札の金、銭貨との引替率があらかじめ公定されるなど、事実上は銀建ての金札であった。	・凶作、飢山不賑に伴う財政危機打開のため、大坂の豪商を札元として金、銭札を発行。これらは比較的順調に流通した。ただし、金札発行に関しては幕府の許可をえたとはいえない。
金沢藩 （加賀、102.5万石）					銀札 宝暦5年 [1755] ↓ 宝暦6年 [1756]	専一 流通	×	・正貨との引き替えが円滑に進まなかったこともあり使用が嫌忌され、米1石が240匁から2匁目までにまで暴落するなど、札の価値は急落。こうしたなかで宝暦6年4月に至り、銀札騒動が発生したほか、その後も騒動が相次いだため、同年7月に通用停止となった。	・刃海防備、北海道整備といった財政圧迫要因が重なったことへの対応措置として発行されたが、領民からは嫌忌され、相場も正貨に対し著しく下回っていた。
弘前藩 （陸奥、9.4万石）					銀符 宝暦6年 [1756] ↓ 宝暦7年 [1757]	専一 流通	×	・銀符手形は表面上は商人手形としての形式をとっていたが、事実上は藩札であり、引替準備は親母子類似の方法で民間から借り集められ、藩自らは準備を負担してない。この手形は、引き替えが堅実で滞発されることもなかったため、民間の信用も厚く、円滑に流通していた。	・銀符手形は表面上は商人手形としての形式をとっていたが、事実上は藩札であり、引替準備は親母子類似の方法で民間から借り集められ、藩自らは準備を負担してない。この手形は、引き替えが堅実で滞発されることもなかったため、民間の信用も厚く、円滑に流通していた。
弘前藩 （陸奥、9.4万石）					銀符 宝暦6年 [1756] ↓ 宝暦7年 [1757]	専一 流通	×	・これは米売却代金を担保とした藩札であり、富裕な商人達が保証した預り手形として発行されたが、米穀の購入が予定どおりに進まなかったことから、流通価格が急落し、領内経済は大きく混乱した。このため、発行後約6カ月で通用停止となった。	・これは米売却代金を担保とした藩札であり、富裕な商人達が保証した預り手形として発行されたが、米穀の購入が予定どおりに進まなかったことから、流通価格が急落し、領内経済は大きく混乱した。このため、発行後約6カ月で通用停止となった。

○：円滑な流通
△：価値下落などがみられたものの、一応は交換手段として機能
×：土民から嫌忌されたり、札騒動が発生するなど円滑さを欠く

第5表 藩別・年代別にみた藩の流通状況 (その11)

○：円滑な比較の順調に流通
 △：価値下落などがみられたものの、一応は交換手段として機能
 ×：土民から嫌悪されたり、札騒動が発生するなど円滑さを欠く

	初期 (寛文元年 [1661] ~ 宝永4年 [1707])			中期 (享保15年 [1730] ~ 享和4年 [1804])			後期 (文化元年 [1804] ~ 慶応4年 [1868])		
	札名および発行期間	流通形態	備考	札名および発行期間	流通形態	備考	札名および発行期間	流通形態	備考
弘前藩 (陸奥、9.4万石)						り、庶民が困惑、混乱したことから、翌年に停止となった。			なった。この間、札の売買で一儲けを企てる輩も現れた。
高松藩 (讃岐、12万石)				銀札 宝暦7年 [1757] ↓ 享和4年 [1804]	混合 ↓ 流通 ×	・藩の信用維持のため引替元金銀として通用高の1/3を常時備えておくなど厳格な運営姿勢が堅持されていたため、近隣諸国でも流通するなど、順調に流通していた。 ・しかしながら、寛政期 [1789~1801] に入ると、流通量削減のため、大量の藩札が回収された。その一方で、家臣貸付および町屋貸付というかたちで藩札の資産運用が図られたが、この増札分については十分な引替正銀が準備されていなかったため、藩札の流通価格は下落をみるに至った。	銀札	混合 ↓ 流通 ○	・化政期になると、天災の発生を契機として藩財政が大きく悪化し、その対策として藩札が増発されたことから、藩札の流通価値は大きく低下し、文政11年 [1828] には札価は1/16にまで低下した。 ・天保3年 [1832] になると、財政立て直しのため元利金返済の3年間棚上げ、領内からの上納といった施策がとられた一方で、砂糖為替という砂糖の専売制に基礎をおいた正銀確保措置が実施された。これら施策が成功して藩財政は天保末期にはほぼ立ち直り、以後、幕末まで円滑に流通していた。
姫路藩 (播磨、15万石)							預切手 木綿切手 文政3年 [1820] ↓ 慶応4年 [1868]	混合 ↓ 流通 ○	・藩財政難の打開のため、文政3年に預小切手として発行されたが、翌年、木綿の藩専売制確立とともに、この預小切手は産物手形である木綿手形に改編された。藩ではこの木綿小切手でもって木綿を買い取り、これを江戸、大坂で販売した代金を発行保証に充てたことから、木綿小切手の信用度は高く、幕末まで円滑に流通した。
加納藩 (美濃、3.2万石)							銀札 文政8年 [1825] ↓ ? 傘・綴 米・織物 安政6年 [1859] ↓	不詳 ↓ 混合 ↓ 流通 ○	・不詳 ・当地の主要産物である傘を裏付けとして発行された藩札であることを強調すべく、傘、綴糸札と称された。商人が特産物である傘を調達するに際しては代金の半額は札で支払うことが義務づけられており、そのため、商人は産物会所で正銀との交換で札を取得した。このようにして会所に集まった正銀が引替準備に充て

第5表 藩別・年代別にみた藩の流通状況（その12）

	初期（慶文元年 [1661] ~ 宝永4年 [1707]）			中期（享保5年 [1730] ~ 享和4年 [1804]）			後期（文化元年 [1804] ~ 慶応4年 [1868]）		
	札名および 発行期間	流通 形態	状況	札名および 発行期間	流通 形態	状況	札名および 発行期間	流通 形態	状況
加納藩 (美濃、3.2万石)									○：円滑な比較的確調に流通 △：価値下落などがみられたものの、一応は交換手段として機能 ×：土民から嫌忌されたり、札騒動が発生するなど円滑さを欠く られた。なお、江戸向けの参入代金については、利益の半分を更加金として藩に納入することを条件に無利息で藩より商人に貸与された。 これらの札は需要伸縮的に発行され、かつ兌換準備も十分であったため、順調に流通していた。
盛岡藩 (陸中、13万石)							御金所切手 文政元年 [1818]	混合 流通	不詳
							七福神札 天保6年 [1835] ↓ 天保8年 [1837]	混合 流通	×
							店預り切手 天保8年 [1837] ↓ 安政2年 [1855]		・領内の通貨不足の解消および財政赤字補填のため、兌換準備金2万両を江戸の豪商から借り入れ発行されたが、その後、飢饉対策などのため兌換準備を費消し尽くしてしまったことから、藩札の流通価値が急落。この藩札はまた、幕府の許可をえずに発行されたものであり、幕府により停止され、結局のところ、領内に混乱を招いて終わりを告げた。 ・こうしたのが藩政府では、七福神札に代わるべきものとして、藩内外の豪商達を本御用、あるいは御用達並に任じて、天保8年末ごろから安政2年に至るまでの間、彼らに多額の店預り手形を発行させた。そして、この店預り手形を藩では強制的に御用金あるいは上納金として借り上げ、赤字財政補填に充てた。しかしながら、準備金不足から引き替えが滞り、札騒動が起これ、安政2年には通用停止となった。

実際、これら諸藩に共通の特徴としては、①陸海上交通の要衝に位置している、②商人や物資が絶えず領内を移動しているため、正貨に対する需要が恒常的に強い、③競争力のある特産物の存在などを背景として領外との取引も活発に行われている、といった点が指摘できる。これらはいずれも、藩札の正貨への引替需要を構成しており、仮に専一流通を強制した場合、藩札と正貨との引き替えに伴う事務負担が円滑な商業取引の妨げになりかねないとの判断に基づき混合流通が採用されたのではないかと考えられる。例えば、尼崎藩では、田谷 [1989] が指摘したように、海上交通の盛んな瀬戸内海に位置するとともに兵庫港という有力な港を有している一方、領内を東西に山陽道が縦貫するなど、外部に対し開けっ放しという地理的環境におかれていたことから、混合流通に踏み切らざるをえなかったのである。

そしてまた、19世紀に入ると富山藩、金沢藩、弘前藩が専一流通から混合流通へと流通形態を変更しているほか、19世紀になってはじめて藩札発行に踏み切った姫路藩、加納藩および盛岡藩では当初から混合流通を選択していたことがわかる。これらのことは、商業取引の発展とともに領民としても交換手段としての藩札の名目価値の変動に対し従来以上に関心を示すようになるなど、「紙幣流通の法則が貫徹し、領主による強制通用力の賦与だけでは藩札は貨幣として機能しえなくなった」(沢井 [1990]) ことを示唆していると考えられる。そのため、藩政府としても、後で詳しく論じるように、藩札と正貨との自由交換を当初から宣言することにより、領民の藩札に対する信認を確保するとともに、自らに対しては濫発すれば藩札の価値が下落するという市場でのチェック機能を通じて節度ある財政運営に努めることを課したともいえよう。

この間、弘前藩では、宝暦年間 [1751~64] において「標符」と呼ばれる通帳を藩札に代わる交換手段として発行した。しかしながら、標符においては領外取引に際し必要となる正貨の手当策が準備されていなかったことから、領外から物品を購入しえない事態に陥り、庶民が困惑・混乱したため、約1年間で通用停止となった(長谷川 [1995])。

(多種多様な藩札の流通形態)

第2に、同表を一見すれば明らかなように、藩札の流通事例には多種多様なものがある。江戸時代を通じてほぼ一貫して濫発され、流通価値の大幅な下落を余儀なくされた「純粹領国型の悪貨範疇」(作道 [1971]) の藩札にとどまっていたのは、本稿での研究対象となった33藩のうち鳥取藩、久留米藩、仙台藩、広島藩、弘前藩の合計5藩を数えるに過ぎない。このうち、鳥取藩では藩財政が構造的に脆弱で引替準備を十分確保しえなかったことから、藩札に対する信用を維持することが困難な情勢にあり、数度にわたって札騒動が発生していた(河手 [1988])。久留米藩でも江戸時代中期以降、数度にわたって藩札が発行されたが、いずれの場合も濫発され、通用禁止に追い込まれたり、流通が停滞するに至った(松下 [1989])。また、広島藩では、明和から享和までの18世紀後半の一時期においては順調に流通していたこともあったが、江戸時代を通してみると「発行高が過大であったのは否みがたく」(西

川・谷村 [1980])、藩札の流通価値が額面金額を下回る事態が恒常化していた。

強大な藩権力に基づき通用が強制される純粋領国型藩札の典型的な事例として作道 [1961] は、領主権力の強大な薩長土肥など西南諸国所在の雄藩を挙げているが、委託研究報告をみる限り、必ずしもそうとはいえない。確かに、萩 (山口) 藩発行の藩札は、江戸中期までの間、「濫発に伴う藩札価値の急落や信用不安の蔓延などを背景として元文4年 [1740] に通用停止となる」(小川 [1987]) など、「純粋領国型の悪貨範疇」に分類しうる。しかしながら、その後、宝暦年間から幕末にかけては、濫発防止を狙いとした銀札発行管理の有力町人への委託、専売制の実施を契機とする藩財政の好転などを背景として比較的安定的に通用していたのである。一方、高知藩が発行した藩札の「流通状況ははかばかしくなかった」(日本銀行調査局 [1974]) が、藩札発行実績が通算10年程度と短期間に限られるとともに、江戸時代前期および幕末に集中しているという点には留意する必要がある。

(幕末にかけて流通が好転する事例も少なくない)

第3に、第5表に基づき各藩が発行した藩札の流通状況を時代を追ってみていくと、19世紀前半まではきわめて安定的に流通していたにもかかわらず、幕末における金融経済の混乱のなかで財政赤字補填のため藩札が濫発され、価値下落あるいは兌換停止に至ったという事例は比較的少ない。むしろ逆に、幕末にかけて藩札の流通が好転するという事例が少なからず散見された。

幕末にかけて濫発され、価値下落に至った事例としては、鳥取藩、和歌山藩 (若山札)、岡山藩、富山藩、広島藩、福岡藩、府内藩、盛岡藩が挙げられるが、とりわけ和歌山藩・若山札の場合、「本来は銭100文程度である銀札1匁の価値は明治維新前後にはわずか8文にまで低下した」(藤田 [1989])。このうち天災・火災や幕府御役といった外生的ショックを契機として財政が窮乏化するに至った藩としては、岡山藩 (相次ぐ天災の発生、幕命による房総警備費用の負担)、富山藩 (大火の発生)、広島藩 (凶作、大飢饉の発生)、盛岡藩 (冷害による大飢饉の発生、幕命による松前防衛費用の負担) というように、8藩中4藩を数えることができる。このことは、先に指摘したように、藩札の濫発あるいは価値下落を議論するに際しては、藩財政を取り巻く諸要因に留意のうえ、なぜそういった事態に陥ったのかについて分析・検討することの重要性を示唆しているといえよう。

一方、後で詳しく述べるように、専売制の実施を通じた特産物の領外輸出による正貨獲得に成功し、藩財政が大きく持ち直すとともに、藩札発行に対しては慎重な態度を堅持していた諸藩 (萩 (山口) 藩、高松藩、宇和島藩、丸亀藩など) や、江戸・大坂在住の有力商人の高い信用力を利用して藩札の信用度向上を企図した諸藩 (松江藩、和歌山藩 (松阪札)、仙台藩 (升屋札) など) では、19世紀以降幕末にかけて藩札に対する領民の信頼が回復し、その後明治維新までの間、藩札は確固とした交換手段として広く流通していた。

以上のような藩札の流通実態に関するファクト・ファインディングから判断すると、藩札の流通には各藩のおかれていたその時々の経済環境や藩当局の財政運営態度

の相違を背景として多種多様なものがあり、これらは、作道 [1971] による藩札の三類型化によっては必ずしも説明しきれないと思われる。今回の検討対象となった藩札発行事例は委託研究報告を中心とした33藩に限られているが、今回明らかになった事実を考慮すると、通説のように「大部分の藩札は幕末にかけて濫発され、価値下落あるいは兌換停止を余儀なくされた」と結論づけるのはやや早計と思われる。

(3) 藩政府による藩札発行態度の変遷

(強制通用力の賦与だけでは藩札の通用力は確保しえない)

それでは、藩当局としては、藩札発行に対しどのような姿勢で臨んでいたのだろうか。この問題に関してはすでに何度か断片的に触れてきたが、ここで一括して論じることにはしたい。

再び、第5表をみることにしよう。藩札は、多くの場合、窮乏化した藩財政を補填するための財政貨幣として発行された。とりわけ、名古屋藩、萩(山口)藩、仙台藩、会津藩、福岡藩といった領主権力が強大であった諸藩においては、藩当局による強制通用力の賦与だけで藩札は貨幣として十分機能しうとの判断に基づき、江戸時代前期に藩札を初めて発行するに際しては不換紙幣として、あるいは兌換の意図が弱いなかで発行された。しかしながら、同表からも明らかなように、これらの藩札は領民から貨幣としての信認を確保することができず、発行後まもなく使用が嫌忌され、通用停止に追い込まれたり、仮に通用しえたとしても流通価値の大幅な価値下落を余儀なくされていた。

例えば、名古屋藩では不換紙幣としての藩札発行が対外取引の梗塞を招き、これが藩内の商業に対し悪影響を及ぼすことが懸念されるに至ったため、発行後1年半で通用停止となった(日本銀行調査局 [1974])。ほか、萩(山口)藩では「発行後間もなく価値が低下し、「5倍重」と称されるように額面価値の5分の1で通用していた」(小川 [1987])。

こうした経験を踏まえ、享保15年 [1730] の藩札発行再解禁以降、新保 [1991] が強調するように、各藩とも十分な兌換準備の確保のほか、有力な商人の信用を利用するなど、できうる限りの方策を用いて藩札の価値維持に腐心していた。以下では、第5表に基づき、委託研究報告にみられたそうした事例を紹介しておくことにしたい。例えば、萩(山口)藩の場合、享保16年 [1731] に藩札発行を再開した当初は、①銀札の発行高を大坂回米代銀(銀4,250貫目)以内に抑えるべく、銀札1,500貫目を廃棄・焼却する、②領内の豪商に藩札の運営・管理を委ねる、といった方策を採用するに至った(小川 [1987])。また、福岡藩では、寛政4年 [1796] に藩札発行を同じく再開したが、発行に際しては発行高を比較的小額な規模にとどめる、濫発防止のため混合流通とするといった工夫が導入された。

このほか、高松藩では、藩札に対する信用維持のため、引替元金として通用高の3分の1を常時備えておくなど厳格な運営姿勢を堅持したこともあって、宝暦7年 [1767] に発行されて以来、近隣数か国でも流通するなど、同藩の藩札は順調に流通していた。しかしながら、寛政期 [1789~1800] に入ると、流通量削減のため回

収された藩札を資産運用を目的として家臣貸付・町郷貸付といったかたちで家臣や町郷に不要不急の資金を貸し付けたが、これが藩札の過剰発行要因となって藩札の流通価値下落を招来した（木原 [1988]）。これらの事例はいずれも、藩札の流通価値の維持に際しては、何に増しても藩当局の節度ある運営管理が重要であることを示唆していると考えられる。

（正貨確保策としての専売制の導入）

そしてまた、商品経済の発達とともに石高制に基礎を置く幕藩体制の矛盾が顕現するなかで、19世紀に入ると多くの藩の財政が再び窮乏化し、財政補填のため、藩札発行に頼らざるをえない事態に追い込まれていった。こうした経済環境変化のなかで多くの藩が藩札の増発あるいは新規発行に踏み切っていくのであるが、そうした場合でも、これまでの経験を踏まえて、国産品に対する専売制の導入や有力商人に対する発行管理事務の委託などを通じて藩札の発行高を藩財政から切り離そうとする各種の施策が実行に移されていった。今回の委託研究においては、福岡藩の櫛蠟（藤本 [1988]）、福井藩の生糸その他の繊維品（日本銀行調査局 [1974]）、萩藩の櫛蠟（小川 [1987]）、宇和島藩の木蠟（三好 [1987]）、丸亀藩の砂糖（木原 [1988]）などで藩札発行とリンクした国産物の専売制が採用されていたことが報告されている。

また、幕末にかけては有力商人に藩札発行の管理運営を委託する事例も増加したが、藩札と商人札（有力商人が発行管理している藩札を含む）が並行して流通していた藩もあった。ここで興味深いのは、並行流通の場合、信用度が高かったのはいうまでもなく商人札のほうであった。このことはまた、藩による強制通用力の賦与だけでは貨幣としては流通しえないことを物語っていると思われる。例えば、幕末の松江藩においては有力町人が土地などを担保として3～4名が連署のうえ発行した請負型の藩札（これを連判札という）は、通常の藩札以上の信頼をえていた（内藤 [1991]）。また、小倉藩でも平野屋札と呼ばれる大坂商人の平野屋を銀主として発行された銀札は、混合流通していた古札よりも流通価値が高かっただけでなく、天保期においては領内の有力商人が、自己経営の安定・拡大のため、自ら私札を発行するようになったが、この私札は藩札の通用を低下させる方向で働いた模様である（永尾 [1989]）。

このほか、藩当局では、正貨の獲得あるいは藩札保有にかかわる選好を高めるべく、藩札に富籤や頼母子講を組み合わせたという事例も散見された。例えば、富山藩では、天保4年 [1835] 以降、頼母子講を広く強制興行し、その益金の一分を銭手形の消し込み（消却）資金に充当していた（高瀬 [1988]）ほか、金沢藩では引替準備を頼母子講類似の方法で民間から借り集めていた（日本銀行調査局 [1974]）。一方、美濃国加納藩では、幕命による富札興行禁止に伴う藩財政悪化への対応策として、傘札という領内特産物の販売と結びつけた藩札の発行に踏み切った。

この間、秋月藩で文政期に発行された藩札には、富籤としての性格をもたせるため記番号が記されており、その当たり籤との引き替えでもって藩札の回収が図られ

た（藤本 [1988]）。いずれにしても、これらの事実は、すでに述べたように、藩政府としても藩札の円滑な流通の確保・推進のため、種々腐心していたことを窺わせるものといえよう。

（4）幕府の貨幣政策と藩札発行

（元文の改鋳時に行われた藩札の増歩交換の意味と効果をどう捉えるか）

藩札は、金・銀・銭貨という幕府貨幣を基礎として、その節約あるいは貨幣発行益の獲得を狙いとして発行されたものであった。このため、藩札流通のあり方は、先に指摘したように、徳川幕府の貨幣政策に大きく影響されつつ発展してきた。ここでは、こうした問題について、委託研究報告での成果に基づき、具体的に検討することにしたい。

第1は、藩札発行藩において元文の改鋳に際し実施された増歩交換の利益を享受したのは、藩政府、領民のいずれであったかという点である。すなわち、元文の改鋳では通貨増発による景気刺激を狙いとして、金貨については65%、銀貨は50%の増歩交換がそれぞれ実施されたことから、金・銀貨保有者は実質的な購買力を維持することができた。藩札発行諸藩において専一流通が選択されていた場合、領内の正貨はすべて藩庫に集中されていた一方、その時々で通用銀で正貨との引き替えが行われていたことから、藩札についても増歩交換が行われないう限り、藩政府だけが増歩のメリットを享受しうることになる。

管見の限り、元文の改鋳に際して藩札発行実績のあった諸藩のうち藩札についても増歩交換を行ったのは、萩（山口）藩、広島藩および宇和島藩の3藩のみであった。広島藩の場合、「領民の銀札と正貨の兌換請求の殺到を予防する意図」（渡部・土井 [1987]）をもって幕府貨幣と同率で新・旧札の交換を実施したことから、藩札の流通高は5割増になった。ただし、この流通高の増加が藩札の価値や流通状況に対しどのような効果を及ぼしたかという点に関しては、委託研究報告においても必ずしも明らかになっていない。

一方、萩（山口）藩においては、慶長銀に対しては15枚重⁷、元文の吹替銀に対しては80枚重という比率で銀札と正貨との交換を行うことを示達するとともに、銀札と正貨との併用および正貨との兌換についても容認した。その結果、信用力に劣る銀札はたちまち正貨に引き替えられ、事実上通用しなくなり、元文4年 [1740] に通用停止となった（日本銀行調査局 [1974]）。この間、匁銭勘定で銭札を発行していた宇和島藩では、元文の改鋳に際し、銀札と銭貨との引替相場を従来の銀1匁72文から48文へと引き上げたが、新銀貨の流入がみられなかったため、4か月後には元の水準に戻した⁸（三好 [1987]）。このように幕府の改鋳意図にしたがうかた

7 「…枚重」とは、当時における通貨価値を表す用語で、その通貨一枚の価値が当該枚数にまで下落したことを意味していた。

8 このことはまた、本稿の冒頭でも述べたように、幕府貨幣の地方への流通が必ずしも円滑に進んではいなかったことを示していると考えられる。

ちで実施された増歩交換は、少なくとも萩藩においては、藩札の流通に対し予想外の悪影響を及ぼすことになった⁹。

この間、その他の諸藩では、藩財政が逼迫していたこともあって改鑄に伴う増歩については全額、藩庫に吸収のうえ赤字補填あるいは兌換準備の積み上げに充当したと考えられる。その意味で、元文の改鑄に際し実施された増歩交換は、結果的には、疲弊していた諸藩の財政を下支えし、藩札の流通価値を押し上げる方向で機能したといえよう。

(幕末における幣制の混乱と藩札発行)

徳川幕府では、開港後の金の大量流出の防止を目的とした金銀比価の国際水準への引き下げのため、万延元年〔1860〕に貨幣の改鑄（いわゆる万延の改鑄）を行ったが、その結果、先に示した第1表にあるように貨幣供給量は3倍となり、以後、日本経済はインフレのなかを漂うことになった。加えて、開港前後から急速な勢いで嵩んだ海岸防衛費用の負担を徳川幕府から求められたこともあって、多くの藩では年を追うごとに財政が窮乏化していった。このような幕末における日本経済の急激な変化は、諸藩の藩札発行に対しどのような影響を及ぼしたのであろうか。

まず最初に、国産物の専売制実施が成功して正貨が順調に流入していた福井藩、丸亀藩などの諸藩においては、そうしたマクロ経済環境の急変にもかかわらず、藩財政は大きな影響を受けなかったことから、藩札も円滑に流通していた。一方、幕命による湾岸防衛費用の負担などから藩財政が急激に悪化した藩においては、天保・安政年間から明治維新期にかけて大量の藩札が濫発され、岡山藩のように「安政元年〔1854〕には大根1本が銀1匁となる」（河手〔1991〕）など、その相場が大きく下落したり、高知藩のように「言語に絶する混乱がみられた」（日本銀行調査局〔1974〕）ところも散見された。

この間、西川・谷村〔1980〕は、幕末から明治維新にかけて最も顕著に藩札価値が値崩れした広島藩札（嘉永5年〔1852〕には金1両＝銀65匁の公定価格の500分の1にまで下落）を例に採りあげて、幕末における藩札価値の下落には幕府による貨幣政策がなにがしかの影響を及ぼしている可能性があり、財政の窮乏だけでは藩札発行高の増大を説明できないのではないかとしている。

幕末にかけては幕府財政も逼迫度合いを強め、そうした事態への対応措置として

9 それはまた、シカゴ大学教授ロバート・ルーカスのいう「島の経済」（地域的な情報は完全に伝わるが、全国的な情報は必ずしも完全には流通しない経済のことをいう）にあった大名領国においては、藩札増発の趣旨が正確にかつあまねく伝達されない限り、情報の混同が発生し、領民の名目所得の向上を狙いとして実施された藩札の増発が単なる濫発と受け取られてしまう可能性が否定しえないことを示唆している。

もっとも、一步翻って理論的に考えると、藩札についても増歩交換を行うことが果たして妥当な政策かという点に関しては疑問が残るといわざるをえない。というのも、新保〔1978〕が指摘したように、元文の改鑄の狙いが物価、とりわけ米価の引き上げにあったとすると、中央市場での価格を基準として決定される領内の米価引き上げにはそうした幕府貨幣の改鑄だけで十分であり、藩札の増発は領内の絶対価格を引き上げるにとどまり、相対価格には何ら影響を及ぼしえないからである。

幕府貨幣の改鋳が数度にわたって実施されたが、その結果、新保〔1978〕が指摘したように、貨幣供給量が増大し、インフレの様相が強まっていった。このインフレの進行に伴い大名領国における所要貨幣量の名目価値が増大し、つれて藩札の名目発行高も増大していったと思われる。このように考えると、幕末から明治維新にかけてみられた藩札発行高の急増あるいは濫発には、西川・谷川〔1980〕が問題提起したように、インフレの高進を背景とする所要名目貨幣量の増大という藩政府ではコントロールしえないマクロ経済的要因が作用していたといえよう。

(5) 領民の生活と藩札

(藩札は交換手段として士民生活のなかに定着)

最後に、藩札の使用者であった領民の立場に立って、士民生活における藩札のあり方について検討することにしよう。

藩札が発行されていた諸藩においては江戸時代中期以降、藩札の発行形態が混合流通であったとしても、藩札が主たる交換手段として利用されていたと考えられる。今回えられた委託研究報告を含め、これまでの藩札に関する事例研究においては、藩札が交換手段として士民生活のなかにどの程度浸透していたのかという問題は、史料面での制約もあってほとんど議論されていない。しかしながら、今回の委託研究報告等でみられた次のような記述から判断すると、藩札は士民生活における利便性の高い交換手段として定着していたことがわかる。そして、そうであるがゆえに、藩札価値の急激な下落が見込まれる場合には、士民の多くがわれ先にと正貨との引き替えを求めて引替所に殺到するという札騒動が発生すると結論づけられるのではなかろうか。

・藩札の値崩れが著しかった広島藩では、宝暦9年〔1759〕から明和元年〔1764〕に至るまでの間、藩札の発行が一時期途絶えたが、そうしたなかで民衆の間で利便性の高い札遣いを追慕する声が高まり、これが藩札発行の再開につながった（渡辺・土井〔1987〕）。

・松江藩では、藩札に対する信用は低く、通用不振の状態にあり、天明4年〔1783〕には札遣いが停止された。その後、寛政元年〔1789〕に藩札発行が再開されるまでの間、支払手段としての紙幣の利便性を評価した商人の間では、「預り差紙」と呼ばれる私札が流通していた（内藤〔1991〕）。

・熊本藩の文書である「郷党歴代拾穂記」には、享和年間〔1801～04〕、当時領内で流通していた御銀所預という預り手形形式で発行された錢貨建ての藩札が、庶民の間では錢貨と同等にみなされるとともに平等に取り扱われていたことを窺わせる記述がみられる（松本〔1990〕）。

(自己実現的な札騒動)

また、藩札の流通価値が濫発により大きく下落していた諸藩においては、多くの士民が将来の藩札価値の動向に関する情報を注視しており、ひとたび価値下落を示唆する情報が伝わると、時として札騒動が発生するに至った。札騒動が発生するの

は、藩政府が兌換要求に対応できるだけの正貨を保有していないことを士民も十分承知しているからであり、その意味で、札騒動は預金取り付けと同様に自己防衛的であつた自己実現的な現象であるといえよう。

例えば、広島藩においては宝暦9年〔1759〕、幕令により一切の札遣いが停止されるとの風評が立ち、銀札の通用を危惧した領民の多くが正貨との兌換を求めて札場に殺到するという騒動が生じた（渡辺・土井〔1987〕）。また、鳥取藩では、宝暦13年〔1763〕、伯耆国より大量の銀札が札場に持ち込まれ、交換請求があったが、あいにく銀の準備がなく、引替遅滞という事態が発生したことから、藩内の人心が動揺し、そうしたなかで藩政府が銀札と錢貨との交換比率を70文から60文へと引き下げたことから、取り付け騒ぎが発生することになった。

4. おわりに

以上、本稿では、日本銀行金融研究所が実施してきた藩札に関する委託研究でえられた研究成果を中心として、諸藩が発行した地方貨幣である藩札の流通実態を地域別・年代別に検討してきた。そうした検討結果に基づき、江戸時代における藩札の流通実態を総括すると、次のような諸点が指摘できるのではなかろうか。

第1に、藩札の流通事例には、各藩のおかれていたその時々の経済環境や藩当局の財政運営態度の相違などを背景として多種多様なものがある。確かに、幕末にかけて価値の急落や札騒動が発生する事例もみられた。しかしながら、その一方で、藩専売制の実施により領外からの正貨獲得に成功した藩においては円滑に流通していた事例もまた少なからずみられたのであった。

第2に、藩札が円滑に流通するうえで最も重要なのは、藩札の貨幣としての一般受容性に対する領民からの信頼であり、そのため、各藩とも、十分な兌換準備確保のほか、有力な商人の信用を利用するなど、できうる限りの方策を用いて藩札の価値維持に腐心していた。このほか、藩札発行を藩財政から切り離したうえで有力商人に委託し、領内の貨幣需要に応じて弾力的に藩札を発行するという工夫を選択する藩もみられたが、そうした施策が実施されていた藩においては、多くの場合、藩札は円滑に流通していた。その意味で、節度ある藩財政運営が円滑な藩札流通の基礎を形成していたといえよう。

第3に、地方貨幣としての藩札が継続的に発行されるなかで、藩札は士民生活のなかに定着し、利便性の高い交換手段として広く利用されていたことが窺われる。そうであるがゆえに、藩札価値の下落が見込まれる場合には、札騒動が発生したといえるのではないか。そしてまた、こうした札遣いの定着が、明治維新期におけるヨーロッパ的な貨幣・金融制度を導入するうえでの基礎を醸成したといえよう。

もっとも、これらの議論は、研究の対象となった33藩における藩札の流通実態に基づくものであり、これから直ちに江戸時代における藩札流通を推し量るには若干の留保が求められるのはいうまでもない。本稿でえられた諸論点に関しては、今回

の事例研究対象とならなかった諸藩における藩札の流通状況に関する検討を通じて、今後さらに確認していくことにしたい。そしてまた、紙幅の制約もあって、本稿では割愛せざるをえなかった論点も少なくない。例えば、藩札発行は江戸時代初期、畿内を中心として流通していた私札を模倣したものであるという見方があるが、それでは、私札と藩札発行との間にはどのような関係があるのだろうか。また、私札は通常、100%準備と考えられるが、いつごろからどのような事情を契機として部分準備となったのであろうか。

このほか、銀貨の計数貨幣化と藩札の流通状況との関係、匁銭勘定に由来する「銭遣い経済圏」の存在など、藩札発行をめぐって残された課題も少なくない。これらに関しては、今後、別の機会を捉えて検討することにした。

参考文献

1. 一般文献

- 網野善彦「日本列島とその周辺——「日本論」の現在」、『岩波講座 日本通史』第1巻、岩波書店、1993年
- 岩橋 勝「徳川時代の貨幣数量——佐藤忠三郎作成貨幣有高表の検討——」、梅村・新保・西川・速水編『数量経済史論集1：日本経済の発展』、日本経済新聞社、1976年
- 「徳川後期の「銭遣い圈」について」、慶應義塾大学『三田学会雑誌』、第73巻第3号、1980年
- 「小額貨幣と経済発展」、『社会経済史学』第57巻2号、1991年
- 遠藤正男「福岡藩の櫛蠟取引と銀会所諸札」、『経済史研究』第25号、1931年
- 大倉健彦・新保 博「幕末の貨幣政策——開港と万延の幣制改革——」、新保・安場編『数量経済史論集2：近代移行期の日本経済』、日本経済新聞社、1979年
- 川上 雅「藩札論」、『近世史研究』第37号、1963年
- 黒正 巖『封建社会の統制と闘争』、1928年
- 国立史料館『江戸時代の紙幣』、小学館、1993年
- 小宮山綏介「近代の紙幣」、国学院『国史編纂』、1903年
- 作道洋太郎『近世日本貨幣史』、弘文堂、1958年
- 『日本貨幣金融史の研究』、未来社、1961年
- 『近世封建社会の貨幣金融構造』、塙書房、1971年
- 「近世経済発展と藩札の発行——田谷博吉氏の見解に対する私見」、『社会経済史学』第48巻第2号、1982年
- 新保 博「藩札についての一考察」、神戸大学『経済学研究年報19』、1972年
- 「江戸後期の貨幣と物価に関する断章」、慶應義塾大学『三田学会雑誌』第73巻3号、1980年
- 「地方通貨としての藩札——19世紀の尼崎藩札を中心に」、姫路独協大学経済情報学会『経済情報学論集』、1991年
- ・斎藤 修「概説 19世紀へ」、新保・斎藤編『近代成長の胎動』（日本経済史2）、岩波書店、1989年
- 妹尾守雄「藩札と私札の経済史的意義」、上智大学『上智経済論集』第21巻第2・3号、1975年
- 田谷博吉「藩札の流通——信用貨幣か政府紙幣か」、社会経済史学会『第49回大会報告集』、1980年
- 「藩札——江戸時代の紙幣」、『阪南論集・社会科学編』第17巻第4号、1982年
- 「近世日本の貨幣」、『阪南論集・社会科学編』第25巻第1・2・3号、1989年
- 土屋喬雄『封建社会崩壊過程の研究』、1927年
- 鶴岡実枝子「日本近世紙幣史管見」、国立史料館『史料館研究紀要』第12号、1993年
- 中井信彦『幕藩社会と商品流通』、塙書房、1961年
- 西川俊作・谷村賢治「藩札論再考：萩札・広島札を中心に」、慶應義塾大学『三田学会雑誌』第73巻3号、1980年

- 「藩札残高と草高の関係」、逸見謙三編『経済発展と金融』、創文社、1982年
- 日本銀行調査局『図録 日本の貨幣』第5巻、東洋経済新報社、1974年
- 『図録 日本の貨幣』第6巻、東洋経済新報社、1975年
- 檜垣紀雄「藩札の果たした役割と問題点」、日本銀行金融研究所『金融研究』第8巻第1号、1989年3月
- 藤本隆士「近世における錢貨流通の一考察——福岡藩の「匁銭」成立を求めて」、九州大学『経済学研究』第49巻第4・5・6合併号、1984年
- 「徳川期における小額貨幣——錢貨と藩札を中心に」、『社会経済史学』第57巻第2号、1991年
- 堀江保蔵『我国近世の専売制度』、1931年
- 松好貞夫『土佐藩経済史研究』、1927年
- 宮本又郎・上村雅洋「徳川経済の循環構造」、速水・宮本編『経済社会の成立』（日本経済史1）、岩波書店、1988年
- 山口和雄「藩札研究史序説」、東京大学『経済学論集』第31巻第4号、1966年1月
- 「藩札史の地域的研究」、『社会経済史学』第49巻第2号、1983年
- 山口 徹『日本近世商業史の研究』、東京大学出版会、1991年
- 山本有造「幕末・明治前期の貨幣構造」、委託研究報告No. 1 (59)、1989年

2. 委託研究

- 小川国治「萩藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告No. 1 (60)、1987年
- 河手龍海「鳥取藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告No. 1 (62)、1988年
- 「岡山藩における藩札の研究」、委託研究報告No. 2 (2)、1991年
- 木原博幸「高松藩、丸亀藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告No. 2 (60)、1988年
- 沢井敬一「盛岡藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告No. 2 (1)、1990年
- 高瀬 保「富山藩における藩札等の史料収集と研究」、委託研究報告No. 1 (58)、1987年
- 豊田寛三「二豊（豊前・豊後）諸藩における藩札等の史料収集と研究」、委託研究報告No. 2 (61)、1989年
- 内藤正中「松江藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告No. 1 (2)、1991年
- 永尾正剛「小倉藩における藩札等の史料収集と研究」、委託研究報告No. 1 (63)、1989年
- 長谷川成一「弘前藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告No. 4 (1)、1995年
- 林 洋一「水戸藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告No. 3 (62)、1994年
- 隼田嘉彦「福井藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告No. 2 (59)、1987年
- 藤田貞一郎「紀州藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告No. 2 (62)、1989年
- 藤本隆士「福岡藩、秋月藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告No. 3 (59)、1988年
- 松下志朗「久留米藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告No. 2 (63)、1989年
- 松本寿三郎「熊本藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告No. 3 (1)、1990年
- 三好昌文「宇和島藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告No. 1 (61)、1987年

渡辺則文・土井作治「広島藩、福山藩、三次藩における藩札の史料収集と研究」、委託研究報告No. 2 (58)、1987年